

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	GIGA スクール構想における著作権制度の課題
他言語論題 Title in other language	Issues of the Copyright System in the GIGA School Program
著者 / 所属 Author(s)	鳥澤 孝之 (TORISAWA Takayuki) / 国立国会図書館調査 及び立法考査局 文教科学技術課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	856
刊行日 Issue Date	2022-4-20
ページ Pages	75-102
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	コロナ禍による学校の臨時休業に伴い進められた、GIGA スクール構想の実施で対応が必要になった著作権制度について、平成 30 年著作権法改正の内容、残された課題などについて概観する。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# GIGA スクール構想における著作権制度の課題

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
文教科学技術課 鳥澤 孝之

## 目 次

はじめに

### I 教育の情報化の推進

- 1 経緯
- 2 GIGA スクール構想による端末の整備

### II 教育活動に係る著作権制度

- 1 著作権法で保護される著作物
- 2 著作権制度の原則と例外
- 3 教育機関の授業等での利用

### III GIGA スクール構想に係る平成 30 年著作権法改正及び施行

- 1 教育の情報化の推進に関する著作権法改正の経緯
- 2 授業目的公衆送信補償金制度
- 3 学習者用デジタル教科書

### IV 著作権制度の主な課題

- 1 授業目的公衆送信補償金の徴収及び分配
- 2 教育機関における著作物等の利用方法

おわりに

キーワード：GIGA スクール構想、教育の情報化、著作権、授業目的公衆送信補償金、学習者用デジタル教科書

**要 旨**

- ① 教育の情報化が政府全体の重要課題とされたことに伴い、初等中等教育機関の児童生徒1人につき1台の端末を配備することを目的として、情報通信技術の環境整備を実施するGIGAスクール構想が、令和元（2019）年度以降に国主導で進められていた。令和2（2020）年から、政府では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と、学校の臨時休業中の児童生徒の学習継続のため、教育機関における遠隔教育や情報通信技術の積極的な活用の検討が開始された。
- ② 教育機関で児童生徒が端末を利用し、デジタル教科書、デジタル教材などの学習教材を活用して遠隔授業を実施する場合には、学習教材に含まれる著作権の扱いが問題となる。著作権制度では、原則として著作権者等から利用許諾を得る必要があるが、教育機関の授業等における利用については、一定の条件を満たせば、例外的に著作権者等の許諾なく利用できる場合が著作権法で規定されている。
- ③ 平成15（2003）年以降、情報通信技術を活用した教育活動に係る著作権法改正が進められてきた。平成30（2018）年には、インターネットを活用した学校のオンデマンド授業などの実施について、教育機関の設置者が著作権者等に補償金を支払うことを条件に学習教材の利用を可能にする授業目的公衆送信補償金制度の実施と、学校教育の目的上必要と認められる範囲であれば学習者用デジタル教科書の利用を可能にする著作権法の改正が行われた。
- ④ 授業目的公衆送信補償金制度は、私的録音録画補償金制度を参考に制度設計されたものであるが、同制度と同様に、教育機関からの徴収及び権利者への分配における補償金の取扱いなどについて、様々な意見がある。また、学校現場における著作物等の利用方法について、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が運用指針を定めているが、関係者の合意が整わないものがあるなどの課題がある。
- ⑤ 平成30（2018）年の著作権法改正により、新型コロナウイルス感染症拡大等による学校の臨時休業に伴う遠隔授業の実施に緊急に対応できたことは大きな成果であった。一方、授業目的公衆送信補償金制度では、授業目的公衆送信で利用された著作物等の権利者の特定を進め、徴収した補償金を個々の権利者（クリエイター）に最大限に分配し還元することが望まれる。また、教育機関の著作物等の利用の円滑化により、多大な財政措置を伴ったGIGAスクール構想が「文化の発展」にも資することが期待されるであろう。

## はじめに

令和 2（2020）年 3 月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大や政府による緊急事態宣言に伴う学校の臨時休業期間中の学習指導で、情報通信技術（Information and Communication Technology: ICT）を活用することが注目されている。政府は、初等中等教育の情報化において、令和元（2019）年度から「GIGA（Global and Innovation Gateway for ALL）スクール構想」<sup>(1)</sup>を推進してきた。この構想では、教育機関の ICT 環境や遠隔教育の環境を整備した上で、全ての児童生徒が端末を利用し、デジタル教科書、デジタル教材などの学習教材を大量に活用して授業を実施することが想定される。しかし、これらの学習教材には著作権があるため、その利用に当たっては膨大な著作権処理が必要になる。平成 30（2018）年の著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）改正の目的の一つは、このような状況を解決することにあつたが、GIGA スクール構想の実現を通じて、学校教育活動を充実したものとするには、改正後の著作権制度の理解と安定的な運用が不可欠である。

そこで本稿では、教育の情報化の経緯及び現在実施されている GIGA スクール構想の状況を述べるとともに、教育活動に関係する著作権制度及び同構想に係る著作権法改正の内容を解説し、初等中等教育に係る著作権制度の運用の課題について検討を行うこととする。なお、本文中、図表中及び脚注中で法律名が記載されていない条番号及び条文は、平成 30（2018）年改正後の著作権法のものである。

## I 教育の情報化の推進

### 1 経緯

本節では、GIGA スクール構想に至るまでの教育の情報化の経緯について述べる。

文部科学省が平成 23（2011）年に公表した「教育の情報化ビジョン」では、教育の情報化とは「情報通信技術の、時間的・空間的制約を超える、双方向性を有する、カスタマイズを容易にするといった特長を生か」して、①情報教育（子どもたちの情報活用能力の育成）、②教科指導における情報通信技術の活用（情報通信技術を効果的に活用した、分かりやすく深まる授業の実現等）、③校務の情報化（教職員が情報通信技術を活用した情報共有によりきめ細かな指導を行うことや、校務の負担軽減等）の三つの側面を通して教育の質の向上を目指すものとされる<sup>(2)</sup>。

初等中等教育における教育の情報化への対応については、臨時教育審議会（昭和 59（1984）年 9 月～昭和 62（1987）年 8 月）、教育課程審議会（昭和 60（1985）年 9 月～昭和 62（1987）

\*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 4（2022）年 3 月 11 日である。人物の役職、肩書等は当時のものである。

(1) 「GIGA スクール構想の実現について」文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm)>

(2) 文部科学省「教育の情報化ビジョン—21 世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して—」2011.4.28, p.5. <[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/06/26/1305484\\_01\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/06/26/1305484_01_1.pdf)> 平成 29（2017）年までの学校教育の情報化の状況を紹介したものと、堤真紀「学校教育の情報化—現状と課題—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』989 号, 2018.1.9. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11008157\\_po\\_0989.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11008157_po_0989.pdf?contentNo=1)> を参照。

年12月)<sup>(3)</sup>及び情報化社会に対応する初等中等教育の在り方に関する調査研究協力者会議（昭和60（1985）年1月～平成2（1990）年3月）<sup>(4)</sup>で、情報活用能力を学校教育で育成することが検討された。このうち、臨時教育審議会の第三次答申では、情報化社会では「無断コピーによる著作権の侵害など」の問題が生じていることから、「情報化社会においては、人々が、情報内容、情報手段を含めて情報の在り方についての基本認識—「情報モラル」をもつことが必要である」として、「情報モラルの確立」が提言された<sup>(5)</sup>。

平成30（2018）年以降には、教育の情報化が政府全体の重要課題とされ、同年6月に閣議決定された第3期の「教育振興基本計画」では、「各教科等の指導におけるICT活用の促進」を掲げ、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けたICT活用実践事例の創出及び普及」や、「多様な学習や専門性の高い授業等を実現させる観点から、遠隔教育の推進」を図る等とした<sup>(6)</sup>。その後も、令和元（2019）年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」（骨太方針2019）<sup>(7)</sup>、「成長戦略実行計画」<sup>(8)</sup>、「成長戦略フォローアップ」<sup>(9)</sup>及び「統合イノベーション戦略2019」<sup>(10)</sup>において、学校のICT環境整備等の教育の情報化に係る施策の推進が盛り込まれた。また、同年には、学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）が6月28日に公布され、同日から施行された。

## 2 GIGA スクール構想による端末の整備

文部科学省は、GIGA スクール構想とは、「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する」、「これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」ものとしている<sup>(11)</sup>。この構想の実現に至るまでは、次のような経過をたどっている。

- 
- (3) 教育課程審議会「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（審議のまとめ）」『中等教育資料』37(1), 1988.1, pp.81-145を参照。
- (4) 情報化社会に対応する初等中等教育の在り方に関する調査研究協力者会議「情報化社会に対応する初等中等教育の在り方に関する調査研究協力者会議第一次審議とりまとめ 昭和六〇年八月二二日」『教育委員会月報』47(3), 1995.6, pp.121-139を参照。
- (5) 臨時教育審議会『教育改革に関する第三次答申』1987.4.1, pp.90-91。なお、教師向けの情報モラル教育の指導事例集として、『情報化社会の新たな問題を考えるための教材—安全なインターネットの使い方を考える—指導の手引き— 令和2年度追加版』文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課, 2021。<[https://www.mext.go.jp/content/20210406-mxt\\_jogai01-100003206\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210406-mxt_jogai01-100003206_001.pdf)>を、情報モラル教育の課題を考察したものとして、芳賀高洋「情報モラルの歴史から考える」坂本旬ほか編著『デジタル・シティズンシップ教育の挑戦』アドバンテージサーバー, 2021, pp.1-19を参照。教育の情報化の進展の経緯について、『教育の情報化に関する手引 追補版』文部科学省, 2020, pp.2-4。<[https://www.mext.go.jp/content/20200608-mxt\\_jogai01-000003284\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200608-mxt_jogai01-000003284_002.pdf)>を参照。
- (6) 「教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）p.84。文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/content/1406127\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1406127_002.pdf)>
- (7) 「経済財政運営と改革の基本方針2019—「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦—」（令和元年6月21日閣議決定）p.19。内閣府ウェブサイト <[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2019/2019\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2019/2019_basicpolicies_ja.pdf)>
- (8) 「成長戦略実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）p.28。首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/ap2019.pdf>>
- (9) 「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）pp.64-65。同上 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2019.pdf>>
- (10) 「統合イノベーション戦略2019」（令和元年6月21日閣議決定）pp.11, 28, 48, 76。内閣府ウェブサイト <[https://www8.cao.go.jp/cstp/togo2019\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/togo2019_honbun.pdf)>
- (11) 文部科学省「GIGA スクール構想の実現へ」[p.3]。<[https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt\\_syoto01-000003278\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf)>

## (1) 地方公共団体による端末の整備

文部科学省は、平成 28（2016）年に開催された「2020 年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」<sup>(12)</sup>において、教育の情報化に向けた当面の施策の検討などを行い、同年 7 月に議論を取りまとめた上、「教育の情報化加速化プラン」を策定した。同プランでは「ICT 機器等の標準仕様（ガイドライン）を策定することにより、地方公共団体が、必要な機能を有する ICT 機器等を、より低廉な価格で調達することができるような環境整備を進める」としていた<sup>(13)</sup>。

このプランの工程表に挙げられた「ICT 環境の整備」の指針を策定するため、平成 29（2017）年に、「学校における ICT 環境整備の在り方に関する有識者会議」<sup>(14)</sup>が開催され、「学校における ICT 環境整備の在り方に関する有識者会議 最終まとめ」<sup>(15)</sup>が取りまとめられた。これを踏まえ、文部科学省は同年 12 月に「平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針について」の中で、児童生徒用のコンピュータの設置について「最終的には「1 人 1 台専用」が望ましい」とした上で「各クラスで 1 日 1 コマ分程度を目安とした学習者用コンピュータの活用が保障されるよう、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において 3 クラスに 1 クラス分程度の配備（授業展開に応じて必要な時に「1 人 1 台環境」を可能とする環境の実現）」を行うとの考えを示していた<sup>(16)</sup>。この整備方針に基づいて策定された「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022 年度）」では、「必要な経費については、2018～2022 年度まで単年度 1805 億円の地方財政措置を講じる」とした<sup>(17)</sup>。

## (2) 国主導の 1 人 1 台端末の整備

令和元（2019）年 12 月 5 日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、「初等中等教育において、Society 5.0 という新たな時代を担う人材の教育や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備するため、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内 LAN）の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、令和 5 年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支

(12) 教育の情報化に向けた当面の施策の検討を行うとともに、第三期の「教育振興基本計画」（前掲注(6)を参照）も視野に入れた有識者の会議体である。「2020 年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」（平成 28 年 2 月 4 日文部科学大臣政務官決定）<[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afiedfile/2016/04/08/1069516\\_01\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2016/04/08/1069516_01_1.pdf)>

(13) 「教育の情報化加速化プラン—ICT を活用した「次世代の学校・地域」の創生—」（平成 28 年 7 月 29 日文部科学大臣決定）p.3. <[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/07/\\_icsFiles/afiedfile/2016/07/29/1375100\\_02\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/07/_icsFiles/afiedfile/2016/07/29/1375100_02_1.pdf)>

(14) 学校の ICT 環境整備の在り方の検討及び地方公共団体の ICT 環境整備計画の策定促進等を図る観点から開催された有識者の会議体である。「学校における ICT 環境整備の在り方に関する有識者会議の開催について」（平成 28 年 10 月 18 日生涯学習政策局長決定）文部科学省ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/037/shiryo/\\_icsFiles/afiedfile/2016/11/29/1379911\\_01.pdf](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/037/shiryo/_icsFiles/afiedfile/2016/11/29/1379911_01.pdf)>

(15) 学校における ICT 環境整備の在り方に関する有識者会議「学校における ICT 環境整備の在り方に関する有識者会議 最終まとめ」2017.8. 文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afiedfile/2017/12/13/1388920\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2017/12/13/1388920_1.pdf)>

(16) 「平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針について」（「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（平成 28 年度）〔速報値〕及び平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針について（通知）」（平成 29 年 12 月 26 日 29 文科生第 607 号）別紙）p.3. 同上 <[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afiedfile/2017/12/26/1399908\\_01\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2017/12/26/1399908_01_3.pdf)>

(17) 「学校における ICT 環境の整備について（教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018（平成 30）～2022 年度）」同上 <[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1402835.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1402835.htm)>

援を講ずることと」され、「GIGA スクール構想の実現（Global and Innovation Gateway for ALL）」が重点的に取り組む施策として掲げられた<sup>(18)</sup>。

これを踏まえて、「GIGA スクール構想の実現」に係る文部科学省所管の予算は、令和元年度補正予算額と令和2年度第1次補正予算額を合わせて4610億円となった<sup>(19)</sup>。同省は、「1人1台端末環境」の必要性について、「PISA2018では、読解力について、平均得点・順位が前回調査から低下しました<sup>(20)</sup>。その要因の一つとして、今回の読解力調査では、コンピュータ使用型調査用に開発された新規問題が多く、これまでの「読解力」に加え、「情報活用能力」も求められる問題であったことも挙げられています」、「児童生徒1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することにより、新しい時代の教育に必要な、子供たち一人ひとりの個別最適化と、創造性を育む教育を実現できます」、「今後、デジタル教科書の本格的導入…（中略）…には、「1人1台端末環境」は必要不可欠なものとなります」と説明している<sup>(21)</sup>。

令和3（2021）年1月には、文部科学大臣からの諮問<sup>(22)</sup>に対する中央教育審議会の答申で、「1人1台の端末環境を生かし、端末を日常的に活用することで、ICTの活用が特別なことではなく「当たり前」のこととなるようにするとともに、ICTにより現実の社会で行われているような方法で児童生徒も学ぶなど、学校教育を現代化することが必要である。児童生徒自身がICTを「文房具」として自由な発想で活用できるよう環境を整え、授業をデザインすることが重要である<sup>(23)</sup>と「1人1台」端末の設置を前提にしたICTの効果的な活用について述べられた。

(18) 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）p.30。内閣府ウェブサイト <[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2019r/1205/20191205\\_taisaku.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2019r/1205/20191205_taisaku.pdf)> なお、令和元（2019）年第11回経済財政諮問会議では、萩生田光一文部科学大臣の「3人に1台分の予算を今までも地方財政措置でずっと積み上げしているにもかかわらず、それをやっていない自治体が、果たして国がハードだけ整備したからといって、運用していくのかという疑念が残る。」との発言に対して、安倍晋三内閣総理大臣が「パソコンが1人当たり1台となるのが当然だということを、やはり国家意思として明確に示すことが重要」と述べている（「令和元年第11回経済財政諮問会議議事要旨」2019.11.13, p.13。同 <<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2019r/1113/gijiyoushi.pdf>>）。

(19) 「令和元年度補正予算・令和2年度第1次補正予算を合わせた全体像 GIGA スクール構想の実現」文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/content/20210118-mxt\\_jogai01-000011648\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210118-mxt_jogai01-000011648_001.pdf)> このほかの予算措置を説明したものと、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課プロードバンド整備推進室「光ファイバ未整備地域への整備支援について（高度無線環境整備推進事業 令和2年度補正予算の概要）」教育情報化推進機構ウェブサイト <[https://www.oetc.jp/ict/img/pdf/doc\\_20200511\\_02.pdf](https://www.oetc.jp/ict/img/pdf/doc_20200511_02.pdf)>; 「学びと社会の連携促進事業」経済産業省『令和2年度第3次補正予算の事業概要（PR資料）』2021.1, p.42。 <[https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2020/hosei/pdf/hosei3\\_yosan\\_pr.pdf](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei3_yosan_pr.pdf)> を参照。

なお、自由民主党学校耐震化・施設整備等促進議員連盟の国会議員等が令和2（2020）年3月26日に、新型コロナウイルス感染症の拡大による全国の学校の一斉休校で、遠隔授業などICT環境を活用した学習のニーズが一気に高まった事態を受け、GIGA スクール構想など学校のICT環境整備の大幅な前倒しを求める緊急要望書を萩生田文部科学大臣に提出したことを報じたものとして、「「1人1台」家庭学習にも活用を GIGA スクール前倒し促す 自民党議連、経済対策へ緊急要望」『教育新聞』3761号, 2020.4.2, p.1を参照。

(20) 国立教育政策研究所編『生きるための知識と技能 7』（OECD 生徒の学習到達度調査（PISA）調査国際結果報告書 2018年）明石書店, 2019, pp.9-22を参照。なお、PISA（Programme for International Student Assessment）は、OECD（経済協力開発機構）が実施する、国際的な学習到達度に関する調査である。

(21) 「「GIGA スクール構想」基本的な考え方—総論編①—」（「公立学校情報機器整備費補助金交付要綱の制定について」（令和2年2月20日元文科初第1505号）別添1）2020.2.20, p.1。文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/content/20200219-mxt\\_syoto01-000003278\\_507.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200219-mxt_syoto01-000003278_507.pdf)> なお、GIGA スクール構想について、PISA2018年調査、学習指導要領、活用事例などを踏まえて解説しているものとして、文部科学省初等中等教育局教育課程課 GIGA StuDX 推進チーム「学習指導要領と GIGA スクール構想の下での一人一台端末等の活用について」『初等教育資料』1014号, 2021.12, pp.2-7を参照。

(22) 「新しい時代の初等中等教育の在り方について」（諮問）（平成31年4月17日31文科初第49号）文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/fieldfile/2019/04/18/1415875\\_1\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/fieldfile/2019/04/18/1415875_1_1.pdf)>

(23) 中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して—全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現—（答申）」2021.1.26, p.31。同上 <[https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt\\_syoto02-000012321\\_2-4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf)>

なお、「自治体主導で、地方財政措置を使って3クラスに1クラス分の環境端末を整備」という本節(1)の文部科学省の方針は、その後「GIGA スクール構想」により「国主導で補助金を投下して1人1台端末環境を整備」という方針に「大転換」したとの指摘がある<sup>(24)</sup>。

### (3) 高等学校の1人1台端末の整備

令和3(2021)年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「高等学校段階の1人1台端末については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も含め、各都道府県における整備状況を国としてフォローアップし、必要な取組を促す<sup>(25)</sup>」とした。その後、文部科学省から各学校設置者に対して「義務教育段階で学んだ児童生徒が高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学ぶことができるよう…(中略)…高等学校段階における端末の整備について万全を期する」ようにとの通知が発出された<sup>(26)</sup>。

## II 教育活動に係る著作権制度

### 1 著作権法で保護される著作物

学校教育では、授業等の際に文章、楽曲、絵画、地図、写真、コンピュータ・プログラムやこれらを含む学習教材を活用するが、このように授業等で活用するものには、著作権法で規定する「著作物」(思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの(第2条第1項第1号)<sup>(27)</sup>)に該当するものが多く含まれる。著作権法で保護される「著作物」は、原則として著作権者に無断で利用できない。そのため、教材、資料等を用いて教育活動を円滑に進めるには、著作権者に無断で利用できるものなのかどうかを、確認する必要がある。

第一に、どのような「著作物」が我が国の著作権法の保護対象となるのかが問題となる。著作権法では、①日本国民が創作した著作物(国籍の条件)、②最初に日本国内で発行された著作物(発行地の条件)、③条約により我が国が保護の義務を負う著作物(条約の条件)のいずれかに該当する場合に限り、保護すると規定している(第6条)。ただし、利用する著作物が、法令、官公庁の通達、裁判所の判決等の場合は、著作権の目的とならない著作物(第13条)であるため、利用に当たり許諾は必要ない。

次に、利用しようとする「著作物」が著作権保護期間を経過しているのかを確認する必要がある。著作物を創作した著作者が個人である場合はその死後70年を経過するまでの間(第51条第2項)、団体名義の著作物の場合は公表後70年を経過するまでの間(第53条第1項)、著

<sup>24</sup> 浅野大介『教育DXで「未来の教室」をつくろう—GIGA スクール構想で「学校」は生まれ変わるか—』学陽書房、2021、p.14。なお、GIGA スクール構想に伴う整備事業を概観したものとして、林向達「GIGA スクール構想とは何か」坂本ほか編著 前掲注(5)、pp.21-36を、関係省庁の責任の所在があいまいで、学校現場に負担をかけるなどの問題点を指摘するものとして、「Inside Out—いまを解き明かす 学校パソコン、もう返したい1人1台ばらまき先行、教師なお「紙と鉛筆」」『日本経済新聞』2022.2.15、p.13を参照。

<sup>25</sup> 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定) pp.58-59。政府CIOポータルウェブサイト <[https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20211224\\_policies\\_priority\\_package.pdf](https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20211224_policies_priority_package.pdf)>

<sup>26</sup> 「GIGA スクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ端末の整備の促進について(通知)」(令和3年12月27日3文科初第1747号)文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/content/20211228-mxt\\_shuukyoku01-000011648\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20211228-mxt_shuukyoku01-000011648_001.pdf)>

<sup>27</sup> 著作権法で定める著作物の例示は、第10条第1項を参照。



著作権保護期間が存続する<sup>(28)</sup>。

以上の結果、利用しようとする「著作物」が著作権法で保護されると確認した場合は、著作権法の例外規定が適用される利用かどうか問題になる。例外の一つとして、教育機関の授業等での利用（第35条）がある（後述本章第3節参照）。

## 2 著作権制度の原則と例外

著作権法では、著作権の働き方が、①あらゆる使用、②法律で著作権を定める利用行為（原則）及び③法律で著作権の行使が制限されている利用行為（例外）の3パターンに分かれる<sup>(29)</sup>。

著作権者は著作物の利用について、第21条～第27条に利用行為ごとに規定される複製権、上演権、演奏権、上映権、公衆送信権、公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権及び翻案権（他人に無断で利用されない権利）という財産権を専有する<sup>(30)</sup>ため、これらの権利が及ぶ利用行為は、著作権者の許諾があった場合に行うことができる。例えば、本の読み聞かせは、家庭で親が子供に行う場合には著作権は及ばないが、学校の教室で教師が生徒に向けて本を朗読する場合は、口述権（公に（公衆<sup>(31)</sup>に直接見せ又は聞かせることを目的として）口述する権利）が及ぶため、原則として著作権者の許諾が必要である。

このほか、表1のとおり、学校の教育活動には、数多くの著作権が及ぶ。

表1 学校の教育活動に及ぶ主な著作権

利用場所	教育活動の例	教育活動に働く著作権の種類
学校内	学習教材のコピーの配布	複製権（第21条）、譲渡権（第26条の2）
	楽曲の演奏・歌唱	演奏権（第22条）
	本の朗読	口述権（第24条）
	映画DVDの視聴	上映権（第22条の2）
	学芸会の演劇	上演権（第22条）
学校外	オンライン授業、Eメール送信	複製権（第21条）、公衆送信権（第23条第1項）、公の伝達権（第23条第2項）
学校内外	学習者用デジタル教科書（オフライン）*	複製権（第21条）、演奏権（第22条）、上映権（第22条の2）
	学習者用デジタル教科書（オンライン）*	複製権（第21条）、公衆送信権（第23条第1項）、公の伝達権（第23条第2項）

\* 学習者用デジタル教科書の導入・運用方法のパターンには、①端末にインストールしてオフラインで使用（通信環境がなくても使用可能）、②サーバにアクセスしてオンラインで使用（サーバに通信して使用）、の二つの使用方法がある（教科書協会『学習者用デジタル教科書ガイドブック』2019, pp.10-11. <<http://www.textbook.or.jp/publications/data/191030dtbguide.pdf>>）。（出典）筆者作成。

## 3 教育機関の授業等での利用

著作権法は第1条で「著作物…（中略）…に関し著作権者の権利…（中略）…を定め、これら

(28) なお、平成30（2018）年12月30日に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）が発効するまでは、著作権保護期間は、原則として著作者の死後50年経過するまで、団体名義の著作物は公表後50年を経過するまでであった。この点について解説したものとして、「平成30年12月30日施行 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）の発効に伴う著作権法改正の施行について」文化庁ウェブサイト <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiy\\_chosakuken/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiy_chosakuken/)> を参照。

(29) 「著作権法は著作物等の「利用」と「使用」を区分し…（中略）…著作権法上意味を有するのは、著作物等の「利用（exploitation）」のほうであり、著作物等の「使用」については原則として著作権法の関与しない、著作権等から自由な行為とされてきた」と説明するものとして、齊藤博『著作権法 第3版』有斐閣、2007, pp.55-57を参照。

(30) 発明の権利である特許権等とは異なり、官公庁への登録をすることなく、著作者（著作物を創作した者）は著作権を取得し行使することができる（第17条第2項）。

(31) 第2条第5項では「公衆」には、「特定かつ多数の者を含む」と規定されている。

の文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする」と規定しているとおり、権利者の保護とともに、公正な利用に留意することを求めている。そこで著作権法では、第30条～第47条の5に、ある一定の条件を満たした利用については、著作権の行使を制限する例外規定を設けている<sup>(32)</sup>。この例外規定が適用される利用行為は著作権侵害とならないが、著作権者に対する「利用権」を利用者に認めるものではない<sup>(33)</sup>。

教育機関の授業等で、一定の条件を満たせば、例外的に著作権者の許諾を得ずに行うことができる利用方法と利用するための条件は、主なものとしては次頁の表2のとおりである。

### Ⅲ GIGA スクール構想に係る平成30年著作権法改正及び施行

本章では、GIGA スクール構想に係る平成30年著作権法改正に至る教育の情報化の推進に関する著作権法改正の経緯を述べた上で、平成30年著作権法改正で設けられた、同構想の実現に不可欠な授業目的公衆送信補償金制度と学習者用デジタル教科書<sup>(34)</sup>に係る規定について解説する。

#### 1 教育の情報化の推進に関する著作権法改正の経緯

##### (1) 旧著作権法及び現行著作権法制定時

明治32(1899)年に制定されたいわゆる旧著作権法(著作権法(明治32年法律第39号))には、第30条第1項第3で「普通教育上ノ修身書及読本ノ目的ニ供スル為ニ正当ノ範囲内ニ於テ拔萃蒐輯スルコト」と規定し、他人の著作物の一部を取り出して、普通教育(当時の小学校、中学校、師範学校等)の教科書に正当な範囲内で収録することに関して、著作権の行使を制限する規定はあったが<sup>(35)</sup>、授業などの学校の教育活動に関して直接規定したものはなかった。

昭和45(1970)年に、現行の著作権法が第63回国会で成立し、旧著作権法を全部改正の上制定された際には、第35条に、担任教諭が授業で生徒に対して著作物のコピーを配布することを想定した著作権の制限規定が設けられたが、生徒によるコピーはこの規定では認められていなかった<sup>(36)</sup>。

教科書への著作物の掲載については、「教育の目的・性格上もっとも適切な著作物を利用することができるようにする必要があるところから、文化庁長官が定める補償金の支払を義務づけたうえで、教科書等における著作物の掲載を目的上必要な限度」において認めるため、第

<sup>(32)</sup> 実演、レコード、放送及び有線放送の利用に係る著作隣接権についても、これらの例外規定が準用される(第102条第1項)。第104条の11第1項(授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使)では、著作権及び著作隣接権を含む「授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する者」を「権利者」と規定する。

<sup>(33)</sup> 第63条第3項では「利用権」を規定するが、これは、著作権者の許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる権利であり、著作権者の許諾がない著作権の例外規定(著作権制限)とは異なる。

<sup>(34)</sup> 紙の教科書の内容の全部(電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。)をそのまま記録した電磁的記録である教材(学校教育法(昭和22年法律第26号)第34条第2項及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第56条の5。文部科学省『学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン』2018.12(2021.3改訂), p.4. <[https://www.mext.go.jp/content/20210325-mxt\\_kyokasyo01-000013738\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210325-mxt_kyokasyo01-000013738_01.pdf)>。

<sup>(35)</sup> 水野錬太郎『著作権法要義』明法堂・有斐閣書房, 明治32(1899), pp.121-123. <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/796622/67>>; 山本桂一『著作権法』有斐閣, 1969, pp.115-116.

<sup>(36)</sup> 現行著作権法の制定過程における学校の授業の複製に係る著作権制限規定の検討状況については、現行著作権法制定時の検討過程に関する調査研究委員会『著作権及び隣接権に関する法律草案(文部省文化局試案)コメントール』著作権情報センター, 2021, pp.263-265を参照。

表2 教育機関の授業等で権利者の許諾を得ずに例外的に利用するための条件

利用方法	例外的に適法に利用するための条件*
(1) 他人の主張や資料等の「引用」 (第32条第1項)	①既に公表されている著作物であること ②「公正な慣行」に合致すること（その著作物を引用する「必然性」があること、カギ括弧などで「引用部分」を明確にする等） ③報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること（引用部分と、それ以外の利用者が作成する部分の「主従関係」が明確であること、引用される分量が必要最小限度の範囲内であること等） ④「出所の明示」があること（複製以外はその慣行があるとき）
(2) 学習者用デジタル教科書の学校現場での利用 (第33条の2第1項)**	①教科用図書（紙の教科書）に掲載された著作物であること ②当該著作物が、学習者用デジタル教科書に掲載され、紙の教科書に代えたその学習用デジタル教科書の利用であること ③学校教育の目的上必要と認められる限度であること
(3) 教室での資料のコピー (第35条第1項)	①営利を目的としない教育機関***であること ②授業等を担当する教師等やその授業等を受ける児童生徒等自身が複製すること ③授業のためにその著作物を利用すること ④必要な限度内の部数であること ⑤既に公表されている著作物であること ⑥その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと ⑦慣行があるときは「出所の明示」をしていること
(4) 教育機関から各児童生徒へのインターネット送信を利用した授業（授業目的公衆送信） (第35条第1項・第2項)	①営利を目的としない教育機関***であること ②授業等を担当する教師等やその授業等を受ける児童生徒等自身が複製、公衆送信（自動公衆送信の場合は送信可能化を含む。）、公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達すること ③授業のためにその著作物を利用すること ④必要な限度内の送信先等であること ⑤既に公表されている著作物であること ⑥その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと ⑦慣行があるときは「出所の明示」をしていること ⑧教育機関の設置者が、相当な額の補償金を著作権者に支払うこと
(5) 教育機関と他の会場間のリアルタイム遠隔合同授業 (第35条第3項)	①営利を目的としない教育機関***であること ②教師等と児童生徒等がいる会場と、その授業を受ける他方の会場（当該会場に教師がいるか否かを問わない。）がある授業形態であること ③その教育機関の授業を直接受ける者のみへの送信であること ④生中継される授業を受信地点で「同時」に受ける者への送信であること ⑤授業のために用いられる教材として、配布、提示、上演、演奏、上映、口述されている著作物であること ⑥既に公表されている著作物であること ⑦その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと ⑧慣行があるときは「出所の明示」をしていること
(6) 演劇の上演、楽曲の演奏・歌唱、映画DVDの上映、教科書の朗読 (第38条第1項)	①公への「上演」、「演奏」、「上映」、「口述」のいずれかであること ②既に公表されている著作物であること ③営利を目的としないこと**** ④上演、演奏等を鑑賞、聴取等している児童生徒等から料金を受け取らないこと ⑤出演者等に報酬が支払われないこと ⑥慣行があるときは「出所の明示」があること

\* 表中の規定及び条件は、令和4（2022）年3月11日現在のものである。

\*\* ①～③の条件を満たす場合には、教育機関においては、授業目的公衆送信補償金（第35条第2項）の支払は不要である。

\*\*\* 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社の設置する学校は、同条第11項により「営利を目的としない教育機関」に含まれる。

\*\*\*\* 構造改革特別区域法第12条第2項に規定する「学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用する場合」には、同条第11項により、③以外の条件を満たせば、第38条第1項の著作権制限規定が適用される。

（出典）文化庁著作権課『著作権テキスト—初めて学ぶ人のために— 令和3年度』2021, pp.71-72, 85, 87. <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93293301\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93293301_01.pdf)>; 同『学校における教育活動と著作権 令和3年度改定版』<[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/92916001\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/92916001_01.pdf)>などを基に筆者作成。

33 条に教科書会社の著作権者への補償金支払義務などを定めた「教科用図書等への掲載」に係る著作権制限規定が置かれた<sup>(37)</sup>。

## (2) 平成 15 (2003) 年著作権法改正

平成 12 (2000) 年 9 月に、文部省生涯学習局長の裁定により実施した、コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用に関する調査研究では、学校教育の授業で担任とともに「学習者によるコピー」を著作権制限の対象に加えることや、文部省が運用していた「エル・ネット (el-Net: Education and learning Network)」<sup>(38)</sup>等を利用した遠隔授業において「特定の者」への公衆送信に限定した著作権制限規定の新設が望まれるとした。また、著作権法上の引用などについては、著作権法の解釈に関するガイドライン等の策定が望まれると指摘した<sup>(39)</sup>。

その後、文化審議会著作権分科会で検討し、平成 15 (2003) 年 1 月の「文化審議会著作権分科会審議経過報告」<sup>(40)</sup>では、「授業の過程において例外的に許諾を得ずに複製ができる主体に、「学習者」を加えること」と、「教育機関の遠隔教育で学ぶ特定学習者に対して、授業の過程において例外的に許諾を得ずに複製された著作物等を、例外的に許諾を得ずに公衆送信できるようにすること」については、法改正を行う方向とすべき事項とされた。

一方、教育活動のうち学校教員による「教科研究会等での著作物の使用」及び「学校のホームページ等における著作物の利用」については、法改正によらず、第 32 条第 1 項に基づく「引用」の範囲を明確にすることによって対応すべき事項とされた<sup>(41)</sup>。また、「著作物の教育目的の利用に関する検討」を行うために設けられた「当事者間の協議においては、改正法施行までに、利用者側の協力を得つつ、権利者側で第 35 条但し書きにある「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するか否かのガイドラインを作成すること」とされた<sup>(42)</sup>。

(37) 加戸守行『著作権法逐条講義』著作権資料協会, 1974, pp.157-161.

(38) 衛星通信を活用して教育・文化・スポーツ・科学技術に関する情報を直接全国に発信する文部科学省の教育情報衛星通信ネットワーク。平成 11 (1999) 年 7 月から稼働し、全国の社会教育施設、学校等約 2,200 か所が受信局として、送信局は、文部科学省、国立科学博物館、全国の教育センター等 35 か所に整備され、教育関係の番組が放送されていた (文部科学省学習情報政策担当「「エルネット」の概要」文部科学省ウェブサイト (国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP) により保存されたページ) <[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283151/www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/elnet/gaiyou.htm](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283151/www.mext.go.jp/a_menu/shougai/elnet/gaiyou.htm)>)。平成 23 (2011) 年 3 月末をもって運用を停止した (「教育情報通信ネットワーク (エル・ネット) について」文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1304069.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1304069.htm)>)。

(39) コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用に関する調査研究協力者会議『コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用について—報告—』2000. なお、同報告について「コンピュータ、インターネット等の高度な情報通信技術の利用により、即時に、大量に、しかも全く同一品質の複製を行うことが可能となっており、権利者への影響は計り知れない」等と指摘しているものとして、渡邊隆男・角川歴彦「「コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用について」に対する見解」2000.11.16. 日本書籍出版協会ウェブサイト <<https://www.jbpa.or.jp/pdf/documents/documents001116.pdf>> を参照。

(40) 文化審議会著作権分科会「第 1 章 法制問題小委員会における審議の経過」『文化審議会著作権分科会審議経過報告』2003.1. 文部科学省ウェブサイト (国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP) により保存されたページ) <[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283151/www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/toushin/030102b.htm](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283151/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/030102b.htm)>

(41) 同上

(42) 同上 平成 15 年著作権法改正の施行後の平成 16 (2004) 年 3 月に、権利者団体から構成される「著作権法第 35 条ガイドライン協議会」からガイドラインが公表された。著作権法第 35 条ガイドライン協議会「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第 35 条ガイドライン」2004.3. 日本書籍出版協会ウェブサイト <[https://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/act\\_article35\\_guideline.pdf](https://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf)> しかし、同ガイドラインは「権利者・利用者の連名によって公表するには、なお協議を要する箇所もあるため、当面、権利者側として、法施行後の最初の新年度が開始する平成 16 年 4 月の前にガイドラインを公表」したものであった。なお、平成 27 年度第 3 回文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会 (2015.7.31) が実施したヒアリングでは、日本書籍出版協会知的財産権委員会委員長から「平成 16 年に 35 条のガイドラインを私ども権利者側と利用者である教育関係者様との間で作成い

以上を踏まえ、第 156 回国会で可決成立し、同年 6 月 18 日に公布された著作権法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 85 号）により、第 35 条第 1 項に基づき「授業を受ける者」が授業の過程における複製と、同条第 2 項（現第 3 項）に基づき、教育機関と他の会場間のリアルタイム遠隔合同授業のための利用について、著作権者の許諾や補償金の支払なく行うことが可能になり、平成 16（2004）年 1 月 1 日から施行された<sup>(43)</sup>。一方で、録画した授業の映像を遠隔送信する等の異時授業公衆送信の場合には、引き続き、著作権者の許諾が必要であった<sup>(44)</sup>。

### (3) 平成 18（2006）年著作権法改正

平成 17（2005）年 1 月に、文化審議会著作権分科会は「著作権法に関する今後の検討課題」を取りまとめ、そこでは、「学校教育関係…（中略）…の権利制限の拡大に関して検討するとともに、これらの権利制限規定により認められる利用の範囲の明確化についても検討する」などとされた<sup>(45)</sup>。これを踏まえて、同分科会法制問題小委員会では、教育関係者などからヒアリングを行い、法改正に向けた検討が行われた。同年 4 月に開催された同小委員会第 3 回の会議では、教育関係者から① e ラーニングを実施する際の公衆送信、② 授業で使用した著作物の教育機関内での共用、③ 無線による構内 LAN の公衆送信からの除外の三点の要望が出された<sup>(46)</sup>。

検討の結果、平成 18（2006）年 1 月には、同分科会から、要望のうち①及び②は、法改正が見送られた。一方、③については「同一構内の無線 LAN におけるファイル等の著作物の送信については公衆送信に当たらないとすることが適当である」とされ、法改正を行うべきであると報告された<sup>(47)</sup>。

この報告等を踏まえて、第 165 回国会で可決成立し、同年 12 月 22 日に公布された著作権法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 121 号）により、第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で規定する「公衆送信」の定義において、同一構内の無線 LAN による送信が、有線 LAN（有線電気通信設備）による場合と同様に、「公衆送信」の範囲から除外された。これにより、学校を始めとした無線 LAN を利用する施設で同一構内の他の端末に著作物を送信する場合には、著作権

---

たしました。…（中略）…最後の公表の段階で出席をされていた教育関係者の皆様が自分たちは教育機関を代表する立場にないという理由から脱退したため、ガイドラインは私どものような権利者側が一方向的に公表する形」となったとの発言があった。「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第 3 回）議事内容」2015.7.31. 文化庁ウェブサイト <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27\\_03/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_03/)>

(43) 同改正では、遠隔教育等で、インターネット等を使用して試験を行うことが可能になり、試験の公正を確保するために著作権者に事前に連絡して許諾を得ることが不適切な場合が多いことから、第 36 条を改正して、試験問題の公衆送信を例外的に著作権者の許諾を得ずにできる旨の規定も設けられた（加戸守行『著作権法逐条講義 7 訂新版』著作権情報センター，2021，pp.328-329 を参照）。

(44) この法改正によっても「遠隔教材の送信は…（中略）…限定的なものであり、「エル・ネットのようなテレビ並みの画像と音声」を教育界が自由に学校間、そして博物館や図書館など他の教育機関、企業の研究所や政府機関と衛星通信やインターネットで結んだ授業を行うことは、未だ、かなりの制限がある。…（中略）…教育界の著作権への無理解、戦略のなさが現在の事態を招いている」と指摘するものとして、坂井知志「IT を活かした学習活動—エル・ネットから見えてきたこと—（1）著作権についての新たな動向」『視聴覚教育』58(4)，2004.4，pp.80-83 を参照。

(45) 文化審議会著作権分科会『著作権法に関する今後の検討課題』2005.1.24. 文部科学省ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/242299/www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/toushin/05012501.htm](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/242299/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/05012501.htm)>; 同「I 著作権法に関する今後の検討課題」『同』<[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/toushin/05012501/002.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/05012501/002.htm)>

(46) 清水康敬「学校教育関係の権利制限について」（文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（平成 17 年第 3 回）資料 1-3）2005.4.28. 同上 <[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/05050301/003.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/05050301/003.htm)>

(47) 文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会報告書」2006.1，pp.33-38. 文化庁ウェブサイト <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h1801\\_shingi\\_hokokusho.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h1801_shingi_hokokusho.pdf)>

者の公衆送信権は及ばないことになった。施行日は平成 19（2007）年 7 月 1 日であった<sup>(48)</sup>。

#### (4) 平成 30（2018）年著作権法改正（平成 29 年文化審議会著作権分科会報告書を踏まえて）

平成 30（2018）年の著作権法改正のうち教育の情報化の推進に係る事項は、平成 26（2014）年 7 月に開催された第 40 回文化審議会著作権分科会において、同分科会法制・基本問題小委員会の当面の検討課題として提案されたことを契機として、検討が開始された<sup>(49)</sup>。これは、政府において、「教育の情報化ビジョン」<sup>(50)</sup>の策定や、内閣に設置される知的財産戦略本部が毎年作成する「知的財産推進計画」が平成 22（2010）年以降、「教育の情報化」の項目を工程表の取組事項、重要施策等として掲げ、ICT 活用教育を促進する上での著作権制度上の対応を求めたことが背景にある<sup>(51)</sup>。「知的財産推進計画 2015」では「教育の情報化の推進」について、「デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる」、「デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度の在り方について、2016 年度までに導入に向けた検討を行い…（中略）…関連する著作権制度等の在り方についても併せて検討を行い、速やかに結論を得る」の二項目が挙げられ、遠隔授業とデジタル教科書の利用に係る著作権法改正の検討が必要であるとした<sup>(52)</sup>。

同分科会及び同分科会法制・基本問題小委員会で、教育の情報化の推進について関係団体のヒアリング等を含め検討し、平成 29（2017）年 4 月に「文化審議会著作権分科会報告書」<sup>(53)</sup>の「第 2 章 教育の情報化の推進等」において検討結果が報告された。

同章の「第 1 節 教育機関における著作物利用の円滑化」では、ICT 活用教育に係る著作物の利用場面を「(1) 授業の過程における教材・参考文献や講義映像等の送信」、「(2) 教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有」及び「(3) MOOC<sup>(54)</sup>等の大規模一般人向け公開講座における著作物の利用」の三つに分けて検討された。

(48) 「著作権法の一部を改正する法律の制定について」同上 <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h18\\_hokaisei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h18_hokaisei/)>

(49) 「文化審議会著作権分科会（第 40 回）議事録・配布資料」2014.7.18. 同上 <<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/40/index.html>>

(50) 文部科学省 前掲注(2)を参照。

(51) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2010」2010.5.21, 別添 p.5. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/2010keikaku.pdf>>; 同「知的財産推進計画 2011」2011.6.3, 附表 2 p.10. 同 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2011.pdf>>; 同「知的財産推進計画 2012」2012, pp.30-31. 同 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2012.pdf>>; 同「知的財産推進計画 2013」2013.6.25, p.29. 同 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2013.pdf>>; 同「知的財産推進計画 2014」2014.7, pp.41-42. 同 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20140704.pdf>> なお、知的財産戦略本部は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、平成 15（2003）年 3 月に知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）に基づき内閣に設置された政府機関である。「知的財産戦略本部」同 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>>

(52) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2015」2015.6, p.42. 同上 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20150619.pdf>>

(53) 文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会報告書」2017.4. 文化庁ウェブサイト <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904\\_shingi\\_hokokusho.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf)>

(54) Massive Open Online Courses. 大規模公開オンライン授業（講座）。「インターネット上で公開された、大学を始めとする高等教育機関等の講座を、誰もが無償で受講でき、且つ講座終了時には修了証も取得出来る（取得条件有り）教育サービス」で、平成 28（2016）年 9 月時点で全世界で約 4000 万人以上が学んでいるとされる（「JMOOC について」日本オープンオンライン教育推進協議会ウェブサイト <<https://www.jmooc.jp/faq/users-support/>>）。MOOC の概要については、苑復傑「開放型授業と MOOC」中川一史・苑復傑編著『教育のための ICT 活用』放送大学教育振興会、2017, pp.157-178 を参照。

「(1) 授業の過程における教材・参考文献や講義映像等の送信」は、「現在、ICT活用教育における著作物利用について権利処理の負担が過大となり著作物の円滑な利用に支障が生じている事実が把握され、契約により対応することは困難であるとの現状にあることが認められる」ことなどから、「異時授業公衆送信等についても、権利者の利益を不当に害しない一定の条件の下で法第35条の権利制限の対象とすることが適当である」とした。その上で、著作権者への配慮の方法としては、著作権者に付与する補償金請求権について「文化庁長官の指定する団体が一元的に補償金の徴収分配を担うこととするなど、窓口の一元化を図るための制度的な措置を講じ」、著作権法に規定する「権利者の利益を不当に害することとなる場合に権利制限の対象外とするただし書の…(中略)…柔軟な解釈において妥当な結果が導かれることにより、これを行うこととすることが適当である」とした<sup>(55)</sup>。法の運用面については、教育関係団体及び権利者団体の協力の下で、教育機関の授業に係る第35条や引用に係る第32条第1項の解釈などの「ガイドラインの策定過程に対する公的な関与の在り方については…(中略)…ガイドラインが実際に尊重されるかといった観点や、内容の公正性・適正性をいかに確保するかといった観点に留意しながら、適切な方法が選択されるべきである」とし、「補償金管理団体と教育コミュニティとの協議のプラットフォームは、補償金額の交渉にとどまらず、ライセンススキームの構築や、法解釈のガイドラインの整備などに関する協議の場へと応用していくことが可能である」とした<sup>(56)</sup>。

一方、「(2) 教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有」については、「共有の範囲によっては権利者に与える不利益が大きく異なり、規模によっては民間の教材関係業者との競合の問題も生じることとなると考えられることから…(中略)…今後、教材等の共有に係るより詳細なニーズを把握した上で、引き続き検討を行う」<sup>(57)</sup>として法改正は見送られ、「(3) MOOC等の大規模一般人向け公開講座における著作物の利用」については、「権利者側において、教育関係者との対話を通じてニーズを把握するとともに、ニーズに応じたライセンス環境の整備に向け、積極的な取組が行われるよう要請したい」等の提言がされた<sup>(58)</sup>。

同章の「第2節 デジタル教科書」では、デジタル教科書への著作物の掲載に関する著作権制限規定に係る措置について、平成28(2016)年12月に公表された「「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議最終まとめ」<sup>(59)</sup>を踏まえ、「デジタル教科書<sup>(60)</sup>は、学校教育法に規定する教科書の使用義務の一部の履行を認める特別の教材として位置付けられる点において、学校教育制度上、紙の教科書と同等の公共性があると評価される…(中略)…デジタル教科書への著作物の掲載についても、紙の教科書と同様に法第33条の趣旨が妥当するものと考えら

<sup>(55)</sup> 文化審議会著作権分科会 前掲注53, pp.80-88.

<sup>(56)</sup> 同上, pp.89-93. 海外の状況については、博報堂『ICT活用教育に係る諸外国の補償金制度及びライセンス環境等に関する調査研究報告書』2018.3. 文化庁ウェブサイト <[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/r1393032\\_07.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/r1393032_07.pdf)> を参照。

<sup>(57)</sup> 文化審議会著作権分科会 前掲注53, pp.98-99.

<sup>(58)</sup> 同上, pp.99-100.

<sup>(59)</sup> 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議「「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議最終まとめ」2016.12. 文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/110/houkoku/\\_icsFiles/afieldfile/2017/01/27/1380531\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/110/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2017/01/27/1380531_001.pdf)> 同会議は、文部科学省初等中等教育局長の決定により設置された有識者会議である。「「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議の開催について」(平成27年4月20日初等中等教育局長決定) <[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/110/shiryu/attach/1357855.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/110/shiryu/attach/1357855.htm)>

<sup>(60)</sup> 「指導者用あるいは学習者用に、現在、教科書発行者から補助教材として制作・販売されている「デジタル教科書」を、便宜上、「デジタル教科書(教材)」と呼ぶこととする」(「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 同上, p.1. (脚注1))

れる」と、著作権者に支払うべき補償金額については「現行法第 33 条第 2 項の規定の趣旨、デジタル教科書に係る制度設計…（中略）…及びその運用の在り方を踏まえ、適切な額とするべきである」とした<sup>(61)</sup>。

この報告等を踏まえて、学校の授業の過程における著作物の公衆送信（オンデマンド授業やスタジオ型の遠隔授業、予習・復習・自宅学習用の資料のメール送信等）に係る著作権法の改正は、第 196 回国会で可決成立し、平成 30（2018）年 5 月 25 日に公布された、著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）により行われた。また、学習者用デジタル教科書に係る著作権法の改正は、同国会で可決成立し、同年 6 月 1 日に公布された、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 39 号）により行われた<sup>(62)</sup>。

## 2 授業目的公衆送信補償金制度

### (1) 制度の内容及び早期施行

平成 30（2018）年著作権法改正により、学校の授業での著作権の制限に係る第 35 条は、授業での教師等及び児童生徒等によるコピー、教育機関と他の会場間のリアルタイム遠隔合同授業に加えて、教育機関から各児童生徒等へのインターネット送信を利用した授業（授業目的公衆送信）の実施についても、条件（表 2・(4) 参照）を満たせば、著作権者の許諾なく著作物を利用することが可能になった。ただし、同条第 2 項で、授業目的公衆送信を行う場合には、教育機関の設置者が相当な額の補償金（授業目的公衆送信補償金）を著作権者に支払う義務を負うことになった。その理由として文化庁は、「非営利の利用を権利制限の対象としているものであること…（中略）…を踏まえれば、たとえ当該著作物利用に係る物理的な行為者が教師等であったとしても…（中略）…著作物利用行為が行われる前提たる教育機関を管理する立場にある当該教育機関の設置者が、著作権法上、規範的な意味で当該著作物の利用行為に関し責任を負うべき者と評価できるためである」<sup>(63)</sup>としている。一方で、教育機関と他の会場間のリアルタイム遠隔合同授業については、第 35 条第 3 項の条件（表 2・(5) 参照）を満たせば、引き続き、無償で利用できる。

また、授業目的公衆送信補償金の徴収及び分配に関する規定が、第 104 条の 11～第 104 条の 17 に新たに設けられた。授業目的公衆送信補償金の徴収については、教育現場の著作物利用に係る手続コストの軽減及び権利者に対する適切な対価還元を両立するという改正の趣旨から、私的録音録画補償金<sup>(64)</sup>の徴収分配を行う指定管理団体を参考にして、一元的窓口として

(61) 文化審議会著作権分科会 前掲注53, pp.104-106.

(62) 法律改正の趣旨、概要及び留意事項等は、「学校教育法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成 30 年 6 月 25 日 30 文科初第 496 号）<[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407716.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407716.htm)> を参照。

(63) 文化庁著作権課「解説 著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年改正）について」『コピーライト』58(692), 2018.12, p.41.

(64) 政令（著作権法施行令（昭和 45 年政令第 335 号）第 1 条及び第 1 条の 2）で指定するデジタル方式の機器又は媒体（録音については、DAT レコーダー、DCC レコーダー、MD レコーダー、CD-R 方式 CD レコーダー及び CD-RW 方式 CD レコーダーの 5 種類の機器並びにこれらに対応した生テープ及び生ディスク。録画については、DVCR、D-VHS、MVDISC レコーダー、DVD-RW 方式 DVD レコーダー、DVD-RAM 方式 DVD レコーダー及び Blu-ray Disc レコーダーの 6 種類の機器及びこれらに対応した生テープ及び生ディスク）を使って行う私的使用のためのコピーを行う場合には、権利者に対して補償金を支払うこととする制度で、デジタル化の進展及び諸外国の動向を踏まえて、平成 4（1992）年の法改正（著作権法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 106 号））により設けられた。これらの補償金の支払は、メーカー等の協力により、機器又は媒体の価格にあらかじめ上乗せして支払われ、文化庁長官が指定する管理団体を通じて、権利者に分配されている。補償金の指定管理団体は、私的録音については一般社団法人私的録音補償金管理協会（略称:sarah（サーラ））である。私的録画については、



の指定管理団体が、授業目的公衆送信補償金を徴収し分配する制度設計が採用されている<sup>(65)</sup>。さらに、教育機関で利用される著作物の多様性や利用実態調査の精度等により、補償金の分配を受けられない権利者が一定程度生じることが見込まれることから、私的録音録画補償金制度（第104条の8）と同様に、指定管理団体に対して徴収した補償金の一部を、著作権等の保護に関する事業等（いわゆる共通目的事業。第104条の15）への支出を義務づけることとした<sup>(66)</sup>。

この授業目的公衆送信補償金に係る著作権法改正の施行日は「公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日」とされた。授業目的公衆送信補償金制度の実施に当たり、補償金徴収分配のための指定管理団体と想定される団体の設立及びその指定、補償金額の手続等の準備行為が想定されたためである。授業目的公衆送信補償金制度の運用のための準備行為については、施行日前においても行うことができると規定された<sup>(67)</sup>。

しかし、実際には、公布の日から3年（令和3（2021）年5月）を待たずに、令和2（2020）年4月28日から施行された<sup>(68)</sup>。これは、新型コロナウイルス感染症の流行により、教育現場でオンラインの遠隔授業等のニーズが急速に高まり、同年3月以降、各種団体から授業目的公衆送信補償金制度の早期施行が要望され、政府等において検討されたためである<sup>(69)</sup>。

## (2) 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

過去の著作権法改正の検討に見られるように（本章第1節参照）、ICTを活用して著作物等を利用する教育活動を円滑に進めるために著作権制度を改めるには、著作権者と学校教育関係者の相互の理解が不可欠である。この点、平成30年著作権法改正の施行後の第35条に係る運用の円滑化に向けて活動しているのが、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」（以下「関係者フォーラム」という。）である。

---

一般社団法人私的録音録画補償金管理協会（略称：SARVH（サーブ））が指定されていたが、平成27（2015）年3月31日に解散し、私的録音録画補償金の徴収は現在実施されていない。文化庁著作権課『著作権テキスト—初めて学ぶ人のために— 令和3年度』2021, p.65. <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93293301\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93293301_01.pdf)>; 加戸 前掲注(43), pp.258-261, 767-771 を参照。私的録音録画補償金の運用の状況に関する、ドイツ、フランス、オランダ、オーストリア、スペイン等の海外調査報告として、私的録音録画補償金管理協会・私的録音録画補償金管理協会編『私的録音・録画と著作権に関する海外調査報告』著作権情報センター、2007を参照。

<sup>(65)</sup> 加戸 同上, pp.789-790; 文化庁著作権課 前掲注(63), p.42; 土肥一史「第2章 平成30年改正 授業目的公衆送信補償金制度の導入」松田政行編『著作権法コンメンタル別冊 平成30年・令和2年改正解説』勁草書房, 2022, p.166. なお、補償金の支払方法について、文化庁は、「教育機関における個々の著作物利用行為を網羅的に把握し、それぞれの利用に応じた補償金の支払を求める個別従量徴収方式のみによることは費用対効果を勘案すれば事実上不可能であり、各教育機関の具体的な利用実績によらず所定の額の補償金を支払う包括徴収方式による支払が選択肢として提供されることが必要となるものと見込まれる」としている。また、第104条の11第2項は「事前にどの権利者の著作物をどの程度利用するかを特定しない形で補償金を徴収する必要があることから、指定管理団体がそのような性格の補償金を徴収することにつき正当性を担保するための法的根拠」であると説明する（文化庁著作権課 同, pp.41-42）。これに対する批判として、小倉秀夫「104条の11（授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使）」小倉秀夫・金井重彦編『著作権法コンメンタル Ⅲ 改訂版』第一法規, 2020, p.296を参照。

<sup>(66)</sup> 文化庁著作権課 同上, pp.44-45.

<sup>(67)</sup> 同上, pp.55-57.

<sup>(68)</sup> 著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和2年政令第146号）。早期施行の経緯等については、「平成30年改正著作権法による「授業目的公衆送信補償金制度」の施行について（通知）」（令和2年4月24日2文庁第333号）<[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92223601\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92223601_02.pdf)> を参照。

<sup>(69)</sup> 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」では、「授業目的公衆送信補償金制度について、教育現場の負担に十分に配慮した形で、本年4月中からの暫定的な運用開始を目指す」とされた（「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策—国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ—」（令和2年4月7日閣議決定）p.34. 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室ウェブサイト <[https://corona.go.jp/news/pdf/keizaitaisaku\\_0407.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/keizaitaisaku_0407.pdf)>）。

関係者フォーラムは、平成 30（2018）年 11 月 27 日に設置され、権利者団体と教育関係団体（学校種ごとに各教育機関の設置者を代表する団体の関係者）から構成される。その設置目的としては、「2018 年 5 月に公布された著作権法の…（中略）…改正法に基づく制度の運用のための環境整備が、早期に求められている。また、法改正を契機として、改正法がカバーできる範囲にとどまらず、教育活動における著作物の利用をより円滑に行うことができるようにするための様々な環境の整備をあわせて行っていくことが望まれる」ことが挙げられた。取り扱うテーマとして、①教育利用の補償金の支払等について、②教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について、③著作権法の解釈に関するガイドラインについて、④補償金制度を補完するライセンス環境について、の四つが挙げられ、それぞれ専門フォーラムが設けられた<sup>(70)</sup>。

上述の権利者団体とは「教育利用に関する著作権等管理協議会」（以下「管理協議会」という。）であり、「教育分野に関係する権利者団体は一致して、ライセンス等、適切な制度の受け皿づくりを検討する」ことを目的に、42 団体が参加して平成 28（2016）年 9 月に設置されたものである<sup>(71)</sup>。文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ（平成 29（2017）年 2 月）では、「権利者団体において、補償金の受け皿となる団体の組成に向けて取組を進められるよう要請するとともに、最終報告書の段階でそのような見通しが得られるかを確認した上で、本課題についての取りまとめの内容を最終的に判断することとしたい<sup>(72)</sup>」との報告があった。この指摘を受けて、管理協議会は同年 4 月に、文化審議会著作権分科会に対し、「異時公衆送信に係る権利制限規定の整備に伴い補償金制度の導入がなされることとなった場合には…（中略）…改正法の施行に向けて、その受け皿となる団体を設立し、必要な準備に当たることとする<sup>(73)</sup>」との声明を出した。その後、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会の設立及び同協会の授業目的公衆送信補償金指定管理団体への文化庁長官指定につながった。

### (3) 補償金の徴収の運用

授業目的公衆送信補償金の徴収及び分配は、文化庁長官が平成 31（2019）年 2 月 15 日に指定管理団体に指定<sup>(74)</sup>した、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会<sup>(75)</sup>（略称は、SARTRAS（サートラス）。以下「SARTRAS」という。）が著作権法に基づいて一元的に行っている。

徴収する補償金の額は、文化庁長官の認可を得る必要がある。これについて、令和 2（2020）年 4 月の文化審議会著作権分科会では、同年の新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえて、

<sup>(70)</sup> 「フォーラムの設置と協議会について」（総合フォーラム第 1 回 資料 2）2018.11.27, p.2. 著作物の教育利用に関する関係者フォーラムウェブサイト <[https://forum.sartras.or.jp/documents/GF-1\\_siryoo2.pdf](https://forum.sartras.or.jp/documents/GF-1_siryoo2.pdf)>

<sup>(71)</sup> 「教育利用に関する著作権等管理協議会の設置について」2016.9. 同上 <<https://forum.sartras.or.jp/conference/>>

<sup>(72)</sup> 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」2017.2, p.86. 文化庁ウェブサイト <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2902\\_chukanmatome.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2902_chukanmatome.pdf)>

<sup>(73)</sup> 教育利用に関する著作権等管理協議会「法制・基本問題小委員会 中間まとめを受けての当協議会方針について」（文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（平成 29 年度第 1 回）参考資料 7）2017.4.17. 同上 <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h29\\_01/pdf/sanko\\_7.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h29_01/pdf/sanko_7.pdf)>

<sup>(74)</sup> 「著作権法第百四条の十一第一項の授業目的公衆送信補償金を受ける団体を指定する件」（平成 31 年文化庁告示第 21 号）

<sup>(75)</sup> 設立年月日は平成 31（2019）年 1 月 22 日で、各分野の権利者団体を構成団体とする加盟団体（新聞教育著作権協議会、言語等教育著作権協議会、視覚芸術等教育著作権協議会、出版教育著作権協議会、音楽等教育著作権協議会及び映像等教育著作権協議会）が社員（一般社団法人の構成員）となっている。「SARTRAS 組織概要」授業目的公衆送信補償金等管理協会ウェブサイト <<https://sartras.or.jp/outline/>> を参照。

「未曾有の大災害に匹敵する今回の事態に対応する緊急措置としては…（中略）…令和2年度に限り補償金の額を零円とすることが望ましい」ことを理由に、「SARTRASより、令和2年度に限り、補償金額を零円とする認可申請がされた」と報告された<sup>(76)</sup>。これに対して、文化審議会は、「申請案のとおり、認可することが相当である」とするとともに、「有償の補償金による本格的な制度運用を令和3年度当初から開始するため、令和2年夏頃を目途に協会より別途認可申請が行われるべき」と答申し、これを踏まえて文化庁長官は令和2年度の補償金額は零円と認可した<sup>(77)</sup>。

その後、同年9月30日付けでSARTRASから文化庁長官に対して、令和3（2021）年度以降の補償金額について認可申請がされた。さらに、文化審議会への諮問及び答申を経て、令和2（2020）年12月18日付けで文化庁長官により補償金額の認可が行われ、令和3（2021）年4月1日から実施することになった<sup>(78)</sup>。

文化庁長官が認可したSARTRASの「授業目的公衆送信補償金規程」<sup>(79)</sup>（以下「補償金規程」という。）で規定する各教育機関の補償金額及びそれらの規模（学校数・在学者数・教員数・職員数）は、表3のとおりである。なお、補償金規程附則第2項で、実施後3年ごとに、実施後の状況を勘案して補償金額の見直しなどの必要な措置を採ることとしている。

教育機関の設置者が支払うべき補償金額の算出方法は、次の3種類である<sup>(80)</sup>。

- ① 包括補償金（公衆送信される著作物等の種類、公衆送信の回数にかかわらず料金）（原則）  
「学校種別の一人当たりの年額補償金額」×「授業目的公衆送信を受けることを予定されている者の総数」+消費税等（補償金規程第3条第1項）
- ② 包括補償金（社会教育施設、公開講座等）  
「一授業（定員30人計算）」×「300円」+消費税等（補償金規程第3条第2項）
- ③ 個別補償金（公衆送信1回、一人当たりの料金）  
「1回一人当たり、著作物、実演、レコード、放送、有線放送ごとに10円」×「履修者等の総数」+消費税等（補償金規程第4条）

<sup>(76)</sup> 「授業目的公衆送信補償金制度の早期施行に関する経緯・概要」（文化審議会著作権分科会（第57回）資料2）p.3. 文化庁ウェブサイト <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/57/pdf/92383501\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/57/pdf/92383501_02.pdf)>

<sup>(77)</sup> 「授業目的公衆送信補償金の額（令和2年度）の認可について（答申）」2020.4.24. 同上 <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/57/pdf/92383501\\_10.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/57/pdf/92383501_10.pdf)>; 「授業目的公衆送信補償金の額の認可について（通知）」（令和2年4月24日2受文庁第757号）同 <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/57/pdf/92383501\\_11.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/57/pdf/92383501_11.pdf)>

<sup>(78)</sup> 「授業目的公衆送信補償金の額の認可について」同上 <<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92728101.html>>を参照。SARTRASから認可申請に当たって提出された理由書は、授業目的公衆送信補償金等管理協会「授業目的公衆送信補償金の額の認可申請理由書」2020.9.30. <<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/ninkashinseiryusyo.pdf>>を参照。なお、文化庁長官の認可書では、SARTRASに対して「（ア）貴協会が作成した授業目的公衆送信補償金規程案附則第2項に規定する、実施の日から3年を経過する毎に行う実施後の状況を勘案した検討及びその結果に基づく必要な措置については、貴協会に対し適切に指導監督を行うこと、（イ）補償金の分配については、法第104条の14の規定に基づき指定管理団体が文化庁長官に届け出なければならない補償金関係業務の執行に関する規程において、著作権法施行規則（昭和45年文部省令第26号）第22条の5第2項の規定に基づき貴協会が補償金の個々の権利者への分配方法の詳細（権利者不明等の場合の分配方法を含む。）を明らかにするとともに、利用者を含め広く社会に対し、より丁寧に説明すべき」ことが申し添えられた（「令和2年12月18日2受文庁第3732号」文化庁ウェブサイト <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92728101\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92728101_01.pdf)>）。

<sup>(79)</sup> 授業目的公衆送信補償金等管理協会「授業目的公衆送信補償金規程—令和2年12月18日認可—」 <<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/hoshokinkitei.pdf>>

<sup>(80)</sup> 補償金額の算定根拠を含めて、高杉健二「授業目的公衆送信補償金制度の現状と課題について」『コピライト』61(730), 2022.2, pp.21-23を参照。

表3 各教育機関の授業目的公衆送信補償金額・申請件数・学校数・在学者数・教員数・職員数

教育機関種別	児童生徒等1人当たりの 授業目的公衆送信補償金額（年間包括補償金）*	授業目的公衆 送信補償金の 申請件数**	文部科学省統計総数***			
			学校数	在学者数	教員数	職員数
幼稚園	60円	359	9,420	1,009,008	90,173	16,115
幼保連携型 認定こども園	60円	45	6,268	796,882	129,100	26,068
小学校	120円	14,491	19,336	6,223,394	422,864	61,055
中学校	180円	7,373	10,076	3,229,698	248,253	27,500
義務教育学校	1学年～6学年 120円 7学年～9学年 180円	109	151	58,568	5,382	726
高等学校	420円 専攻科 720円	3,747	4,856	3,008,172	226,721	44,430
中等教育学校	1学年～3学年 180円 4学年～6学年 420円 専攻科 720円	44	56	32,756	2,721	414
高等専門学校	1学年～3学年 420円 4学年～5学年 720円 専攻科 720円	57	57	56,905	4,085	2,707
短期大学	720円	218	315	102,232	7,015	3,887
大学	720円	685	803	2,917,998	190,448	258,811
特別支援学校****	幼稚園部 30円 小学部 60円 中学部 90円 高等部 210円 専攻科 360円	1,021	1,160	146,285	86,141	14,116
専修学校	高等課程 420円 専門課程 720円 一般課程のうち 幼稚園に準じた教育を受ける補償金算定対象者 60円 小学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 120円 中学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 180円 高等学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 420円 大学に準じた教育を受ける補償金算定対象者 720円	804	3,083	662,135	40,620	16,602
各種学校	幼稚園に準じた教育を受ける補償金算定対象者 60円 小学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 120円 中学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 180円 高等学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 420円 大学に準じた教育を受ける補償金算定対象者 720円	48	1,070	102,469	8,668	3,968
保育所	60円	118	—	—	—	—
放課後児童 クラブ	60円	4	—	—	—	—
省庁等大学校	720円	10	—	—	—	—
職業能力開発 施設	高等学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 420円 大学に準じた教育を受ける補償金算定対象者 720円	130	—	—	—	—
その他（社会教 育施設、他）	（社会教育施設、公開講座等については 一授業（定員30人計算）×300円）*****	81	—	—	—	—
合計		29,344	56,651	18,346,502	1,462,191	476,399

\* 補償金規程第3条第1項で規定するもの。「補償金算定対象者」の総数は、補償金算定対象者が属する教育機関の当年度の5月1日に在学する人数を基に算出する。

\*\* 令和3（2021）年11月30日現在。「申請件数」は、SARTRASに登録した教育機関のうち、補償金算定対象者数の申請のあるもの（請求済又は今後請求するもの）の件数。

\*\*\* 令和3（2021）年5月1日現在。「教員数」及び「職員数」は、本務者のみの数値である。「在学者数」は、①高等専門学校については、専攻科及び科目等履修生等の学生を含めている。②短期大学については、本科学学生、専攻科・別科の学生及び科目等履修生・聴講生・研究生を含めている。③大学については、学部学生、大学院・専攻科・別科の学生及び科目等履修生・聴講生・研究生を含めている。高等学校、短期大学及び大学の学校数・在学者数・教員数・職員数には、通信教育を含まない。

\*\*\*\* 視覚障害者等又は聴覚障害者等のための複製等（第37条又は第37条の2）に該当する利用は、無償。

\*\*\*\*\* 補償金規程第3条第2項で規定するもの。

（出典）授業目的公衆送信補償金等管理協会「授業目的公衆送信補償金規程—令和2年12月18日認可—」<<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/hoshokinkitei.pdf>>; 文部科学省『学校基本調査報告書—初等中等教育機関 専修学校・各種学校編—学校基本統計—令和3年度』2021, pp.10-11; 同『学校基本調査報告書—高等教育機関編—学校基本統計—令和3年度』2021, p.9; 日比謙一郎「教育のDXを加速する著作権制度～授業目的公衆送信補償金制度について～」2021.1.29, p.19. 授業目的公衆送信補償金等管理協会ウェブサイト <[https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/bunkachoshiryō\\_20210129.pdf](https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/bunkachoshiryō_20210129.pdf)>; SARTRAS「2021年11月30日現在登録申請状況」（2021年度第2回著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 資料2）2021.12.23. <[https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/20211223\\_shiryō2.pdf](https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/20211223_shiryō2.pdf)>; 高杉健二「授業目的公衆送信補償金制度の現状と課題について」『コピーライト』61(730), 2022.2, pp.21-24 を基に筆者作成。

教育機関の設置者が授業目的公衆送信補償金を支払うには、自らが設置する教育機関の名称、所在地等を、SARTRAS のウェブサイト<sup>(81)</sup>にあらかじめ登録した上で、補償金の支払に必要な情報を SARTRAS に提出して申請する必要がある<sup>(82)</sup>。

SARTRAS からの令和 3（2021）年度の補償金請求額総額は、同年 11 月 30 日現在で 46 億 5 千万円（高等教育機関設置者から 25 億円、初等中等教育機関設置者から 21 億 5 千万円）であると、関係者フォーラムで報告されている<sup>(83)</sup>。補償金の支払方法の申請状況について、SARTRAS は、令和 4（2022）年 2 月 16 日現在で、「包括申請済教育機関」（①②の教育機関）の数は 40,037、「4 条申請済教育機関」（③の教育機関）の数は 26 と発表しており<sup>(84)</sup>、SARTRAS に申請した約 99.9% の教育機関が包括補償金による支払（一括払い）を申請している状況である。

#### （4）補償金の分配の運用

SARTRAS による授業目的公衆送信補償金の分配は、SARTRAS が定める「授業目的公衆送信補償金分配規程」<sup>(85)</sup>に基づいて実施する。

SARTRAS は、教育機関の設置者から徴収した補償金を権利者に直接分配するのではなく、著作権等管理事業者等に分配業務を委託している。このような「分配業務受託団体」を通じて分配<sup>(86)</sup>しているのは、SARTRAS は権利者の振込先などの個人情報保有しておらず、新たに集めるのは非現実的であることを理由としている<sup>(87)</sup>。

分配方法について、SARTRAS は、補償金規程第 4 条に基づいて徴収した補償金（個別補償金）については、利用報告どおりに分配する。他方で、補償金規程第 3 条に基づいて徴収した補償金（包括補償金）については、「授業目的公衆送信補償金の年間総収受額のうち、共通目的事業のための基金<sup>(88)</sup>と、授業目的公衆送信補償金規程第 4 条に基づき、報告通りに分配することとなる補償金を除いた残りの補償金は、教育機関設置者よりサンプル方式によりご提出をいただく利用報告<sup>(89)</sup>に基づき、利用された権利者に分配」<sup>(90)</sup>すると説明している。また、権利者が不明の場合は、第 104 条の 15 に基づく共通目的事業<sup>(91)</sup>へ支出するための共通目的基金に繰

81) 「補償金等登録・申請システム（TSUCAO）」授業目的公衆送信補償金等管理協会ウェブサイト <<https://sartras.or.jp/tsucao/>> を参照。

82) 「授業目的公衆送信に関する著作物利用規約」同上 <<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/riyokiyaku.pdf>> を参照。

83) SARTRAS 「授業目的公衆送信補償金制度に関する現状報告」（2021 年度第 2 回著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 資料 1）2021.12.23, p.1. 著作物の教育利用に関する関係者フォーラムウェブサイト <[https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/20211223\\_shiryo1.pdf](https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/20211223_shiryo1.pdf)>

84) 「申請済教育機関設置者・教育機関の名称検索」授業目的公衆送信補償金等管理協会ウェブサイト <<https://sartras.or.jp/keiyaku/>> 掲載教育機関数のうち大学については、学部・学科単位でカウントしている。

85) 「授業目的公衆送信補償金分配規程」2021.3.19. 同上 <<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/bunpaikitei.pdf>>

86) 分配業務受託団体が補償金を分配する際の規程の例として、「受託団体補償金分配規程（雛形）」同上 <<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/jyutakudantaibunpaikitei.pdf>> を参照。

87) 「補償金の分配」同上 <<https://sartras.or.jp/bunpai/>> を参照。

88) いわゆる共通目的基金（第 104 条の 15 に基づく著作権等の保護に関する事業のための基金）に支出すべき授業目的公衆送信補償金の額は、著作権法施行令第 57 条の 11 及び著作権法施行規則第 22 条の 6 で、「著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額」の二割と規定されている。なお、私的録音録画補償金から支出する共通目的基金は、「私的録音録画補償金の額の」二割と規定されている（第 104 条の 8 及び著作権法施行令第 57 条の 6）。

89) 授業目的公衆送信補償金等管理協会「授業目的公衆送信補償金制度—「利用報告」への入力の手引き—」2021.9. <[https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/report\\_itemlist.pdf](https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/report_itemlist.pdf)> を参照。

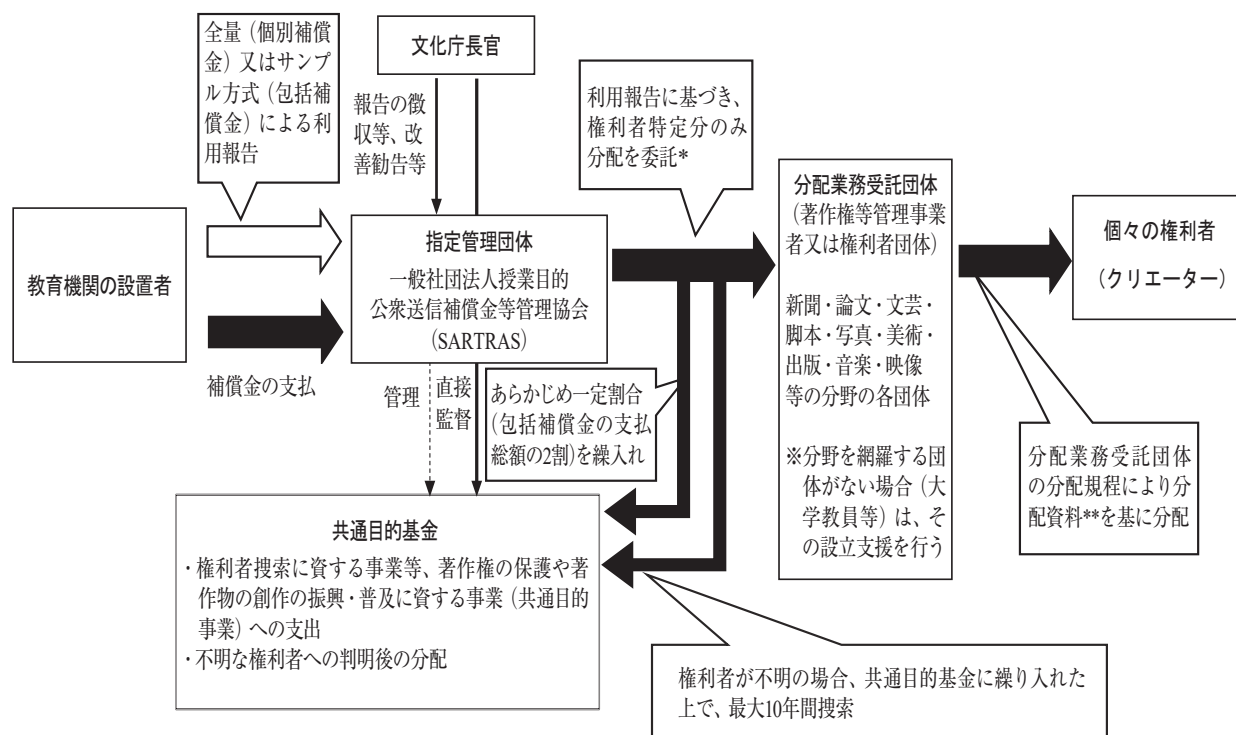
90) 「補償金の分配」前掲注<sup>87)</sup>

91) 私的録音録画補償金制度による共通目的事業の例として、若手のアーティストを育成する公演、音楽・芸能分野の

り入れた上で、最大10年間検索するとしている<sup>(92)</sup>。このような補償金の分配について、著作権法の規定で、文化庁長官が監督などを行うこととされている。授業目的公衆送信補償金の分配の流れについては、図1のとおりである。

令和3(2021)年7月時点では、①同月中にサンプル方式による利用報告対象予定校1,000校のうち同年4月から8月分までの利用報告の依頼を発送したこと、②利用報告提出の時期に合わせ、分配業務受託団体の決定などの作業に着手すること、③同年9月分以降の利用報告依頼は8月以降に順次事前発送予定であること、④補償金の分配は令和4(2022)年度に行うことが、文化審議会著作権分科会で報告された<sup>(93)</sup>。

図1 授業目的公衆送信補償金の分配の流れ



\* 個別補償金は、教育機関設置者からの利用報告に基づき分配される。包括補償金は、授業目的公衆送信補償金の年間総収受額のうち、共通目的基金への繰入れ分(包括補償金支払総額の2割)と、個別補償金の支払額を除いた残りが、教育機関設置者からのサンプル方式による利用報告に基づき分配される。

\*\* 分配業務受託団体が、SARTRASから受領した利用報告を基に、著作物等ごとに分配に必要な権利に関する情報を整備した資料。

(出典) 授業目的公衆送信補償金等管理協会「授業目的公衆送信補償金規程—令和2年12月18日認可—」<<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/hoshokinkitei.pdf>>; 「授業目的公衆送信補償金分配規程」2021.3.19. 授業目的公衆送信補償金等管理協会ウェブサイト <<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/bunpaikitei.pdf>>; 「補償金の分配」同 <<https://sartras.or.jp/bunpai/>>; 「授業目的公衆送信補償金制度」の本格運用について(文化審議会著作権分科会(第61回)(令和3年7月19日)資料8) p.2. <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/61/pdf/93245501\\_08.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/61/pdf/93245501_08.pdf)>などを基に筆者作成。

講演会、シンポジウムなどを助成対象とする「助成事業募集要項—平成29年(2017年)度公募助成募集要項<音楽・芸能文化活動への支援—」私的録音補償金管理協会ウェブサイト <<http://www.sarah.or.jp/point/point00.html>>を参照。

<sup>92</sup> 「補償金の分配」前掲注<sup>87</sup>を参照。

<sup>93</sup> 「授業目的公衆送信補償金制度」の本格運用について(文化審議会著作権分科会(第61回)(令和3年7月19日)資料8) p.2. <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/61/pdf/93245501\\_08.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/61/pdf/93245501_08.pdf)>

## (5) 補償金の財政措置

各教育機関が授業目的公衆送信を実施するには、一定額の補償金を SARTRAS に支払う必要があるため（本節（3）参照）、その財源や経済的な負担が問題になる。この点、政府では令和 2（2020）年 4 月の閣議決定で、授業目的公衆送信補償金制度の実施に当たり、「令和 3 年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する」とした<sup>(94)</sup>。これを受けて同年 12 月に文部科学省は、文化庁長官が認可した補償金額をベースとして、公立の教育機関等については地方財政措置を要望し、国立大学等や私立学校については、運営費交付金や私学助成といった基盤的経費の令和 3（2021）年度予算案に、補償金の支払に必要な経費を計上した旨、都道府県知事等の関係機関に通知した<sup>(95)</sup>。

その結果、令和 3（2021）年度予算では、各教育機関の設置者が支出する授業目的公衆送信補償金に対する助成について、国立大学法人が設置する学校には運営費交付金が、公立学校には地方財政措置<sup>(96)</sup>が、私立高等学校・中学校・小学校・幼稚園等には私立高等学校等経常費助成費補助金<sup>(97)</sup>及び地方財政措置が、私立の専修学校には地方財政措置<sup>(98)</sup>が、私立大学等には私立大学等経常費補助金<sup>(99)</sup>が、講じられることになった<sup>(100)</sup>。

## (6) 改正著作権法第 35 条運用指針

関係者フォーラムでは、平成 29（2017）年の「文化審議会著作権分科会報告書」が「補償金管理団体と教育コミュニティとの協議のプラットフォームは…（中略）…法解釈のガイドラインの整備などに関する協議の場へと応用していくことが可能である」<sup>(101)</sup>と指摘したことを踏まえて（本章第 1 節（4）参照）、ガイドラインの作成作業を開始し、令和 2（2020）年 12 月に「改正著作権法第 35 条運用指針 令和 3（2021）年度版」<sup>(102)</sup>（以下「運用指針」という。）を公表した。運用指針は、「改正著作権法第 35 条を運用する際に使用する用語の定義等に関し

<sup>(94)</sup> 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」前掲注<sup>(69)</sup>, p.37.

<sup>(95)</sup> 「授業目的公衆送信補償金の額の認可について（通知）」（令和 2 年 12 月 25 日 2 文庁第 1580 号）

<sup>(96)</sup> 総務省自治財政局財政課「令和 3 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（令和 3 年 1 月 22 日事務連絡）p.36. <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000729600.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000729600.pdf)>; 総務省自治財政局調整課「地方財政審議会付議（説明）案件」2021.3.26, p.17. <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000748627.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000748627.pdf)> 全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会からは、令和 4（2022）年度の国に対する要望事項として、「第 35 条第 2 項に基づく補償金については、都道府県や市区町村において、補償金の支払が過度の財政負担となることがないように、引き続き必要な財政措置を確実に講じること」が挙げられている。全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会「国の施策並びに予算に関する要望 令和 4 年度」2021.7, p.39. 全国都道府県教育委員会連合会ウェブサイト <[http://www.kyoi-ren.gr.jp/userdata/pdf/youbou/030726\\_ippanyoubou.pdf](http://www.kyoi-ren.gr.jp/userdata/pdf/youbou/030726_ippanyoubou.pdf)>

<sup>(97)</sup> 文部科学省高等教育局私学部私学助成課「私学助成について」2021.2, p.5. <[https://www.mext.go.jp/content/2021\\_0215\\_mxt\\_sigakugy\\_1420538\\_00003\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/2021_0215_mxt_sigakugy_1420538_00003_2.pdf)> を参照。

<sup>(98)</sup> 文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室「専修学校をめぐる最近の動向について」2021.7.3, p.51. <[https://www.mext.go.jp/content/20210802-mxt\\_syogai01-100003309\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210802-mxt_syogai01-100003309_1.pdf)>; 「授業目的公衆送信補償金制度 令和 3 年度から本格実施」『全国専門学校協会会報』vol.41, 2021.3, pp.7-8. <[https://www.zensenkaku.gr.jp/download/210325\\_Kaiho\\_vol41.pdf](https://www.zensenkaku.gr.jp/download/210325_Kaiho_vol41.pdf)>

<sup>(99)</sup> 「【文化庁】「授業目的公衆送信補償金の額」を認可」2020.12.21. 日本私立大学連盟ウェブサイト <[https://www.shidairon.or.jp/whats-new\\_detail/id=3054](https://www.shidairon.or.jp/whats-new_detail/id=3054)> を参照。

<sup>(100)</sup> 日比謙一郎「教育の DX を加速する著作権制度～授業目的公衆送信補償金制度について～」2021.1.29, p.19. 授業目的公衆送信補償金等管理協会ウェブサイト <[https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/bunkachoshiryoy\\_20210129.pdf](https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/bunkachoshiryoy_20210129.pdf)>

<sup>(101)</sup> 文化審議会著作権分科会 前掲注<sup>(53)</sup>, pp.92-93. なお、「法を制定する時点の議論でも、新設された規定を利用する可能性のある関係者のニーズ等を踏まえて、必要に応じてガイドラインの策定といったソフト・ローによる対応を講じることが課題」となっている背景などを分析したものとして、今村哲也「著作権法におけるソフトローの意義」高倉成男ほか編『知的財産法制と憲法的価値』有斐閣, 2022, pp.66-93 を参照。

<sup>(102)</sup> 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第 35 条運用指針 令和 3（2021）年度版」2020.12. <[https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin\\_20201221.pdf](https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf)>

て、現時点で引き続き検討が必要な事項を含め共通認識が得られた部分を公表する」ことを目的とする<sup>(103)</sup>。

第35条第1項の条件のうち「授業」については、「学校その他の教育機関の責任において、その管理下で教育を担当する者が学習者に対して実施する教育活動」と定義し、該当する例として「講義、実習、演習、ゼミ等」、「初等中等教育の特別活動（学級活動・ホームルーム活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、その他）や部活動、課外補習授業等」などを挙げている。履修者等による予習及び復習は「授業の過程」とした<sup>(104)</sup>。

「必要と認められる限度」については、「授業の内容や進め方等の実態によって異なるため…（中略）…外形だけで判断するのではなく、個々の授業の実態に応じて許諾が必要か不要かを判断する必要がある」とし、個別的な判断によるとしている<sup>(105)</sup>。

「著作権者等の利益を不当に害するかしないか」については、「複製や公衆送信によって現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害したりすることがあるか否かですので、利用者がその著作物を個別に入手（購入）できるかどうか、あるいはその利用許諾申請を著作権者等に、個別に又は包括的に行うことができるかが一つのカジ」で個別に判断する必要があるとしている。「不当に害する可能性が高いため、補償金の範囲では利用できない例」として、教員、児童生徒等が授業に際して通常購入するようなもの（教師用指導書、参考書、資料集、問題集、ドリル、ワークブック、テスト・ペーパー、授業で教材として使われる楽譜、副読本、教育用映像ソフトなど）を購入する代わりにコピーやインターネット送信する場合は挙げられている<sup>(106)</sup>。

運用指針ではこのほか、教育機関における典型的な利用例や、第32条第1項の「引用」に該当する利用は許諾不要であること<sup>(107)</sup>（表2・(1)参照）や、権利制限の「「切れ目」なく著作物の利用が行える環境を整え、教育現場の著作物利用ニーズに応じて」<sup>(108)</sup>、著作権等管理事業者としてライセンス体制を整えるための準備を進める旨<sup>(109)</sup>の記載がある。

なお、追補版の指針では、小学校の運動会のような特別活動では、保護者等に音楽のBGM等を含めてオンライン配信できるかどうかについて、ある一定の限定された範囲内であれば「必要と認められる限度内…（中略）…であるというのが、権利者と利用者の現時点での共通認識である」としている<sup>(110)</sup>。

以上を踏まえて、教育機関の授業等で、第35条等に基づいて著作物等を利用する場合のフローチャートは、図2のとおりである。具体的な利用行為が、③～⑨の各条件に当てはまるかどうかは、運用指針などを参照して判断することになる。

<sup>(103)</sup> 同上, p.1.

<sup>(104)</sup> 同上, p.7.

<sup>(105)</sup> 同上, p.8.

<sup>(106)</sup> 同上, pp.9-14

<sup>(107)</sup> 同上, p.21.

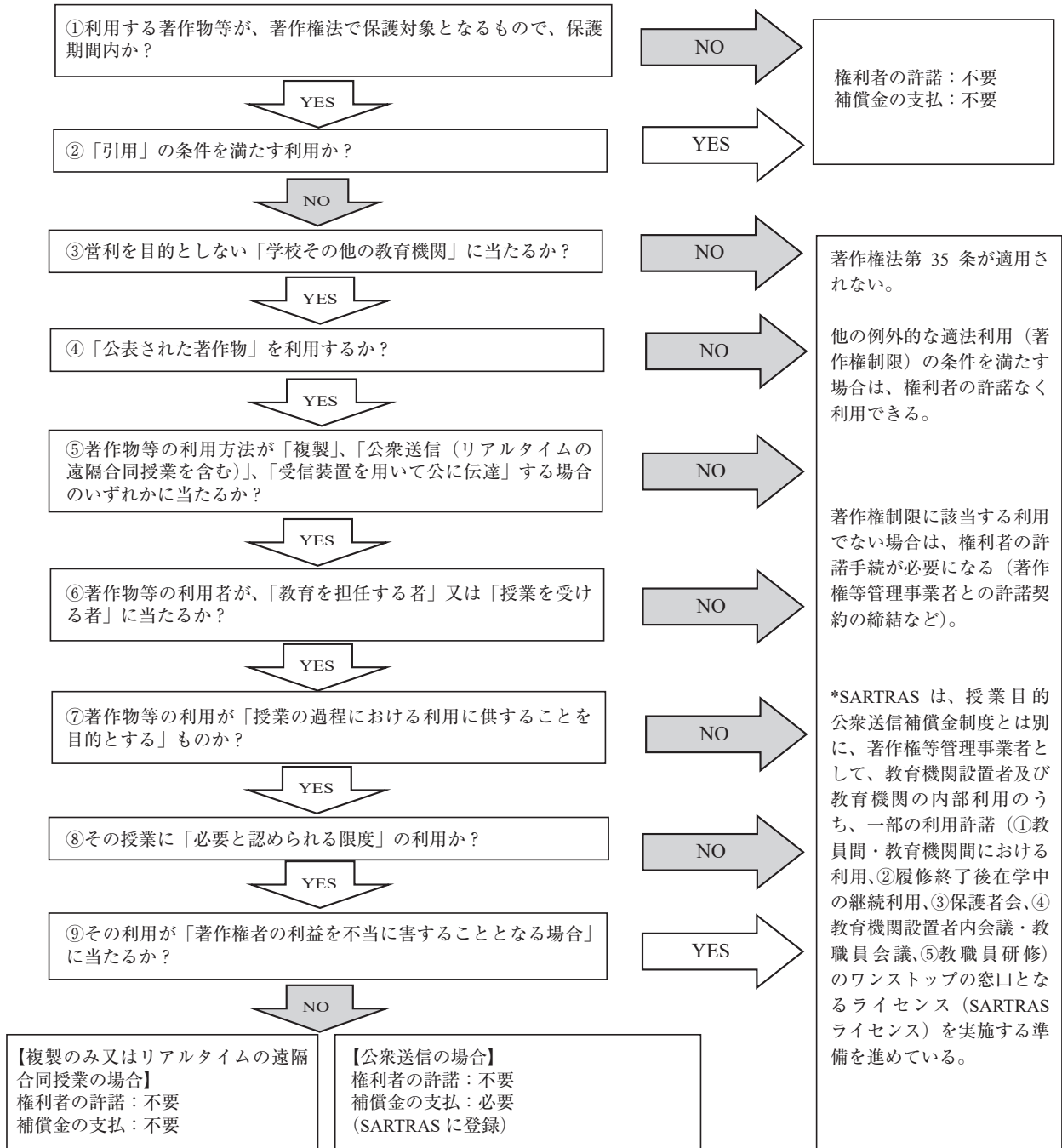
<sup>(108)</sup> 文化審議会著作権分科会 前掲注53, p.91.

<sup>(109)</sup> 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 前掲注100, pp.37-39.

<sup>(110)</sup> 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「著作物を利用した特別活動における音楽・映像等のインターネット等での配信について」（改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）特別活動に関する追補版）2021.11.9, p.3. <[https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishintsuiho\\_20211109.pdf](https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishintsuiho_20211109.pdf)>



図2 教育機関の授業等で権利者の許諾なく著作物等を利用できる場合のフローチャート



(出典) 唐津真美「講演録 オンライン授業と著作権」『コピライト』61(723), 2021.7, p.18; 今村哲也「講演録 教育現場における著作物利用と著作権」『コピライト』61(726), 2021.10, p.17; 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム『改正著作権法第35条運用指針 令和3(2021)年度版』2020.12, pp.37-40. <[https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin\\_20201221](https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221)> などを基に筆者作成。

### 3 学習者用デジタル教科書

学習者用デジタル教科書に係る著作権法の改正は、平成 31（2019）年 4 月 1 日から施行された。

この改正では、第 33 条の 2（教科用図書代替教材への掲載等）が新設され、従来から学校で使用されてきた教科用図書と同様に、著作物を著作権者の許諾なく学習者用デジタル教科書（教科用図書代替教材）に掲載し、必要な利用を行うことを認め、当該著作物の利用に係る学習者用デジタル教科書の発行者から著作権者への補償金の支払等に関する規定が整備された<sup>(111)</sup>。

また、この規定により、DVD 等の記録媒体による供給やインターネットによるダウンロード配信、クラウド配信等による供給や学校現場での利用に伴ったインターネットを介した公衆送信などの掲載後の利用行為が可能となり、学校の授業での学習者用デジタル教科書の公衆送信について、教育機関が授業目的公衆送信補償金を支払うことは不要となる<sup>(112)</sup>。一方、学習者用デジタル教科書に掲載された一部の作品や写真等を抜粋して別途教材を作成して学習者に配信する場合や、学習者用デジタル教科書と一体的に使用されているデジタル教材、指導者用デジタル教科書（教材）、紙の教科書をスキャンした電子ファイルを授業目的で公衆送信する場合など、学習者用デジタル教科書の利用に当たらない場合には、第 33 条の 2 の著作権制限規定は適用されない<sup>(113)</sup>。

## IV 著作権制度の主な課題

### 1 授業目的公衆送信補償金の徴収及び分配

授業目的公衆送信補償金制度は、私的録音録画補償金制度を参考にして制度設計されているとされる（第Ⅲ章第 2 節（1）参照）。私的録音録画補償金制度については、私的録音録画の対価や、指定管理団体が受け取った補償金の一定の割合を共通目的事業のために支出することを義務づけるなどの制度の在り方など、様々な議論<sup>(114)</sup>や法的紛争<sup>(115)</sup>がある。

私的録音録画補償金制度の問題点として、録音録画機器のメーカー団体が、①制度の不知、②徴収の不公平、③二重負担の可能性及び④分配の不透明性を挙げている<sup>(116)</sup>。他方、両制度に、

(111) この改正により、平成 31（2019）年度以降の教科用図書、教科用拡大図書等及び学習者用デジタル教科書（教科用図書代替教材）への著作物の掲載等に係る補償金は、文化庁長官が算出方法を定めることについて解説したものと、[「教科用図書等への掲載等に係る補償金の額の算出方法について」文化庁ウェブサイト](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/1415005.html) <<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/1415005.html>> を参照。

(112) 加戸 前掲注(43), pp.311-312 では、学習者用デジタル教科書の作成・供給・使用の状況を踏まえて、第 33 条の 2 第 1 項で「学校教育の目的上必要と認められる限度において」は「教科用図書代替教材の当該使用に伴つていづれの方法によるかを問わず利用することができる」と規定し、「USB メモリ等の有体物に記録して譲渡する方法、タブレットに記録したものを営利目的で貸与する方法、ネットワークを通じて送信する方法」、「クラウドサービスにより利用の都度デジタル教科書のデータをサーバーからストリーミング方式で送信を受けて表示する方法」など、様々な方法により著作物が供給され、利用されることが想定されると説明している。

(113) 文部科学省 前掲注(34), pp.6-7.

(114) 文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について（クリエイターへの適切な対価還元関係）」（文化審議会著作権分科会（第 53 回）資料 4）2019.2.13. <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/53/pdf/r1413733\\_05.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/53/pdf/r1413733_05.pdf)> を参照。

(115) 平嶋竜太「67 私的録音録画補償金制度における製造業者の協力義務と特定機器該当性〔東芝事件：控訴審〕知財高裁平成 23 年 12 月 22 日判決」小泉直樹ほか編『著作権判例百選 第 6 版』（別冊ジュリスト 242）有斐閣，2019, pp.136-137; 白鳥綱重「私的録音録画補償金制度をめぐる近年の議論と平成 23 年知財高裁判決」『横浜法学』28(2), 2019.12, pp.145-171. <<http://doi.org/10.18880/00012848>> などを参照。

(116) 亀井正博「私的録音録画補償金制度の問題点と JEITA の見解」『JEITA review』6(8), 2005.8, pp.26-30.

「膨大な数の利用者により、膨大な数の権利者に係る著作物について、…（中略）…総体として大量に行われることとなるという特徴」があり、ワンストップ徴収の特例措置を設ける必要性がある点で共通するものの、補償金請求権の発生や対象となる利用行為などの法構造は異なるとする指摘がある<sup>(117)</sup>。

また、補償金を受ける権利の管理については、補償金の分配がサンプル調査によることから（第三章第2節（4）参照）、個別の権利者が第35条第2項により補償金を得る権利を得たことと指定管理団体による分配を受けることとの間には齟齬が生じ得ることや、教育機関設置者が、所属する教員が創作した著作物に係る補償金を受ける権利を管理する場合には、職務著作の該当性や、勤務規則等による教員の著作権の事前譲渡の定めの有無及び有効性について検討する必要があるとの指摘がある<sup>(118)</sup>。

授業目的公衆送信の利用報告については、教育研究者から、サンプル調査よりも全量調査の方が望ましいとする見解がある。その理由として、補償金額を決定するための重要なエビデンスや、「教育現場で生じた著作権法上の疑問点や問題点（特に第35条の「著作権者に不利益」の具体例）の吸い上げ」になり、教育現場における著作権の「コンプライアンス意識」を高めることができることを挙げる<sup>(119)</sup>。一方、「現場の教員に、アンケート調査や使用した著作物をまとめて提出するなどの協力を求めるのは…（中略）…改正第35条の施行で実現される著作権処理に関わる負担軽減以上の負担を強いることになりかねない」、「どの著作物が使われたかというデータが、極力自動的に収集、ないし、分析できる仕組みが今後求められる」との指摘があり<sup>(120)</sup>、適切な徴収及び分配を実現させるための学校現場の教職員の労力やシステム化に課題があると考えられる。

共通目的事業のための基金は、令和4（2022）年度には少なくとも約9億円がSARTRASから分配される見込みであるとされるが<sup>(121)</sup>、授業目的公衆送信補償金は、学校で利用される著作物等の種類が極めて多様で、正確な分配には制度的な限界があることなどから、このような事業への支出を制度化する要請が強いとする指摘がある<sup>(122)</sup>。SARTRASは、実施する共通目的事業<sup>(123)</sup>について「事業の選定に際しては、公平性、透明性に十分配慮するとともに…（中略）…事業終了後にその事業が外部から検証可能な仕組みを作りたい」としている<sup>(124)</sup>。政府による補償金の財政措置が取られることを踏まえると（第三章第2節（5）参照）、私的録音録画補

(117) 白鳥綱重「授業目的公衆送信補償金制度—改正著作権法第35条の施行を受けて—」『横浜法学』29(1), 2020.9, pp.158-161. <<http://doi.org/10.18880/00013397>>

(118) 内田剛「知財法論壇（第10回）ポストコロナの遠隔授業と著作権法」『IPジャーナル』15号, 2020.12, pp.32-34.

(119) 野本由紀夫「円卓 遠隔授業と「著作権」無償許諾」『教育新聞』3772号, 2020.5.21, p.1.

(120) 芳賀高洋「オンライン教育と著作権—改正著作権法第35条の施行と課題—」『電子情報通信学会基礎・境界サイエティ Fundamentals Review』14(3), 2021.1, p.215. <[https://doi.org/10.1587/essfr.14.3\\_205](https://doi.org/10.1587/essfr.14.3_205)>

(121) 高杉 前掲注(80), p.25.

(122) 白鳥 前掲注(117), pp.171-172. なお、私的録音録画補償金を個別の権利者に正確に分配することが不可能であることが、同補償金を共通目的事業に支出することを正当化するか等について、ドイツ著作権法を分析しているものとして、栗田昌裕「私的録音録画補償金の共通目的事業への支出について—ドイツ著作権法における「水平的社会的拘束」を手がかりとして—」『社会科学研究年報』45号, 2014, pp.89-98. <<https://mylibrary.ryukoku.ac.jp/iwjs0005opc/TD00544019>> を参照。

(123) 「新たな権利制限措置の導入に伴い創設された補償金制度」による共通目的事業について検討しているものとして、CRIC事務局「[答申の提出について]」著作権情報センターウェブサイト <[https://www.cric.or.jp/index\\_doc/210628\\_kouekimokuteki\\_jigyoyou.pdf](https://www.cric.or.jp/index_doc/210628_kouekimokuteki_jigyoyou.pdf)>; 総務委員会「答申」2021.5.27. 同 <[https://www.cric.or.jp/about/doc/20210629\\_toushin.pdf](https://www.cric.or.jp/about/doc/20210629_toushin.pdf)> を参照。

(124) 高杉 前掲注(80), p.25.

償金制度の場合よりも一層の公平性及び透明性が求められる。

## 2 教育機関における著作物等の利用方法

運用指針では、第32条第1項の引用に該当する場合は許諾不要で無償で利用できるとするが、どのような場合が引用に該当するのかなど、具体的な運用は記載されていない<sup>(125)</sup>。引用の規定の適用やその条件の解釈をめぐっては、学説及び実務上の見解が分かれ<sup>(126)</sup>、また、平成15(2003)年の「文化審議会著作権分科会審議経過報告」や平成29(2017)年の「文化審議会著作権分科会報告書」では、「引用」の範囲に関するガイドラインの作成により対応すべきとした事項があり(第Ⅲ章第1節(2)、(4)参照)、運用指針などで決めることが期待される<sup>(127)</sup>。

また、運用指針では、第35条第1項の条件のうち「必要と認められる限度」及び「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」について、最終的には個別に判断することになり、「この運用指針で示す事例が確実に著作権侵害になる又はならないということを保証するものではない」との説明がある<sup>(128)</sup>。第35条第1項の条件を満たさなければ、授業目的公衆送信補償金の支払では足りず、著作権者の許諾を得ないと利用できないことになるため、学校現場にとっては重要な問題である<sup>(129)</sup>。この点、一部の知的財産法研究者から「補償金が支払われる公衆送信については、補償金制度の趣旨に鑑み、無償利用が許容される複製の場合に比べて、ただし書該当性の認められる範囲は狭くなる」とする見解が出されている<sup>(130)</sup>。これに対して、「法解釈としては、35条2項の補償金制度の存在によって、35条1項の権利制限の適用範囲の広狭が決定づけられるものとはいえない」と批判した上で、「「ただし書」の規定の抽象性を踏まえると、それを明確化することは、むしろ歓迎されるべきことである…(中略)…関係当事者による運用指針(ガイドライン)の充実が期待される」とする見解がある<sup>(131)</sup>。第35条第1項が適用されない利用については、著作権者の許諾が必要になるため、「ワンストップの窓口」となる SARTRAS ライセンスとの連携(図2参照)が課題になる。

さらに、学校の授業で利用するデータベース、コンテンツ配信サービス、有線放送、有料音楽配信などにおいて、第35条第1項によれば著作権者の許諾が不要であるところ、それらの利用契約において、教育利用であるかを問わず、複製や公衆送信を禁止する規定がある場合には、第35条第1項の規定が利用契約に優先するのか、利用契約の規定が優先するのかという、

(125) 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 前掲注(100), p.21.

(126) 潮海久雄「インターネットにおける著作権の個別制限規定(引用規定)の解釈論の限界と一般的制限規定(フェアユース)の導入について—Google サムネイルドイツ連邦最高裁判決を中心に—」『筑波法政』50号, 2011.2, pp.24-26. <<http://hdl.handle.net/2241/118810>>; 横山久芳「引用規定の解釈のあり方とパロディについて」中山信弘・金子敏哉編『しなやかな著作権制度に向けて—コンテンツと著作権法の役割—』信山社, 2017, pp.338-361などを参照。

(127) なお、「引用に関する権利制限規定である32条に関しては」31条(図書館等における複製等)や35条とは異なり「訴訟で争われることが多い。引用に関する法解釈に関しては…(中略)…特定の分野毎によりローカルルールが慣習として発達したりする程度である」ことなどを指摘するものとして、今村 前掲注(100), pp.88-89を参照。

(128) 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 前掲注(100), pp.8-11.

(129) SARTRAS に対しては、「改正著作権法第35条運用指針(案)」について「どのような行為が著作権法に抵触するかや、著作権者の利益を不当に害するか等個別具体的な判断が必要になるので、さらに明確で分かりやすい指針の早期提示と周知をお願いしたい」との要望が出されている(「令和3年度「授業目的公衆送信補償金制度」の額の認可に対する意見について」(令和2年9月16日全教委連第139号)[p.3], 全国都道府県教育委員会連合会ウェブサイト <[http://www.kyoi-ren.gr.jp/\\_userdata/pdf/youbou/020916\\_R3tyosakukenhosyoukin.pdf](http://www.kyoi-ren.gr.jp/_userdata/pdf/youbou/020916_R3tyosakukenhosyoukin.pdf)>).

(130) 井上由里子「教育ICT化推進と著作権の権利制限—著作権法35条改正について—」『Law & Technology』81号, 2018.10, p.5.

(131) 白鳥 前掲注(107), pp.158-161.

いわゆる「オーバーライド条項」問題がある。この点については、関係者フォーラムの著作権関係有識者専門ワーキング・グループが検討し、暫定案<sup>(132)</sup>が提示されたところであるが、その扱いについて結論が出ていない状況である<sup>(133)</sup>。

初等中等教育段階の学校へのアンケートでは、第 35 条の規定について「多くの教員がよく知っている」と回答した学校は約 48%にとどまる<sup>(134)</sup>。学校現場において、著作権制度に対する不安からの萎縮により、授業目的公衆送信を始めとした著作物等の利用において躊躇（ちゅうちょ）がないようにする必要がある。

## おわりに

遠隔授業に係る著作権法改正は、平成 12 (2000) 年以降検討されてきた（第 III 章第 1 節参照）。GIGA スクール構想など教育の情報化の推進が政府の重要課題となり（第 I 章参照）、平成 30 年著作権法改正による授業目的公衆送信補償金制度の導入により、令和 2 (2020) 年以降の学校の臨時休業に伴う遠隔授業の実施に緊急で対応できたことは（第 III 章第 2 節（1）参照）、大きな成果であったと言える。

一方、残された課題のうち、授業目的公衆送信補償金の徴収及び分配については、著作権法改正で著作権者に付与される補償金請求権が、第 35 条に基づく著作権制限における著作権者への配慮の方法として設けられた趣旨を踏まえれば（第 III 章第 1 節（4）参照）、授業目的公衆送信で利用された著作物等の権利者の特定を進め、徴収した補償金を個々の権利者（クリエイター）に最大限に分配し還元することが望まれる。また、教育機関の著作物等の利用の円滑化により、GIGA スクール構想の実施に伴う、初等中等教育機関における 1 人 1 台の端末整備（第 I 章第 2 節参照）や授業目的公衆送信補償金（第 III 章第 2 節（5）参照）の多大な財政支出が、著作権法が目的とする「文化の発展」に資することが期待されるであろう。

（とりさわ たかゆき）

<sup>(132)</sup> 教育著作権フォーラム有識者 WG「契約によるオーバーライドビリティ問題と技術的保護手段等の回避についての基本的な考え方（暫定版）」2020.8.5. 著作物の教育利用に関する関係者フォーラムウェブサイト <[https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/20200805\\_shiry01.pdf](https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/20200805_shiry01.pdf)>

<sup>(133)</sup> 今村哲也「第 2 章 教員による著作物利用と著作権」上野達弘編『教育現場と研究者のための著作権ガイド』有斐閣、2021、pp.68-69; 同「講演録 教育現場における著作物利用と著作権」『コピライト』61(726)、2021.10、pp.24-27.

<sup>(134)</sup> 日本教育情報化振興会編『学校における著作権教育アンケート調査報告書 平成 26 年度』著作権情報センター、2015.6、pp.74-75. <<https://www.japet.or.jp/wp-content/uploads/2021/06/H26report1.pdf>>